

第52回平成25年9月与謝野町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年9月2日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時52分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢篁毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	前田 昌一
建設課長	西原 正樹	福祉課長	浪江 昭人

## 5. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第 71号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について)  (提案理由説明～表決)
日程第 5	議案第 72号	与謝野町税条例の一部改正について  (提案理由説明)
日程第 6	議案第 73号	与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について  (提案理由説明)
日程第 7	議案第 74号	半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正について  (提案理由説明)
日程第 8	議案第 75号	町道路線の認定について  (提案理由説明)
日程第 9	議案第 76号	加悦奥辺地に係る総合整備計画の策定について  (提案理由説明)
日程第 10	議案第 77号	峠辺地に係る総合整備計画の策定について  (提案理由説明)
日程第 11	議案第 78号	川上辺地に係る総合整備計画の策定について  (提案理由説明)
日程第 12	議案第 79号	奥滝辺地に係る総合整備計画の変更について  (提案理由説明)
日程第 13	議案第 80号	平林辺地に係る総合整備計画の変更について  (提案理由説明)
日程第 14	議案第 81号	香河辺地に係る総合整備計画の変更について  (提案理由説明)
日程第 15	議案第 82号	岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について  (提案理由説明)
日程第 16	議案第 83号	大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更について  (提案理由説明)
日程第 17	議案第 84号	総合簡水加悦上水道明石中継ポンプ場新設工事請負契約の締結について  (提案理由説明)
日程第 18	議案第 85号	総合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の変更について

			(提案理由説明)
日程第19	議案第 86号	平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)	
			(提案理由説明)
日程第20	議案第 87号	平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
			(提案理由説明)
日程第21	議案第 88号	平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
			(提案理由説明)
日程第22	議案第 89号	平成25年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第1号)	
			(提案理由説明)
日程第23	議案第 90号	平成24年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について	
			(提案理由説明)
日程第24	議案第 91号	平成24年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	
			(提案理由説明)
日程第25	議案第 92号	平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定 について	
			(提案理由説明)
日程第26	議案第 93号	平成24年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	
			(提案理由説明)
日程第27	議案第 94号	平成24年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定 について	
			(提案理由説明)
日程第28	議案第 95号	平成24年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
			(提案理由説明)
日程第29	議案第 96号	平成24年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	
			(提案理由説明)
日程第30	議案第 97号	平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	
			(提案理由説明)
日程第31	議案第 98号	平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定 について	
			(提案理由説明)
日程第32	議案第 99号	平成24年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について	
			(提案理由説明)
日程第33	議案第100号	平成24年度与謝野町水道事業会計決算認定について	
			(提案理由説明)

## 6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから第52回平成25年9月定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

早いもので、早苗の緑がまぶしい季節から、黄金の稲穂の季節になり、町内では稲刈りも始まりました。朝夕には秋の気配が少々感じられる、きょうこのごろでございますが、残暑厳しい日が、もう少し続きそうです。

きょうから始まります9月議会、健康にご留意いただきまして、ご奮闘賜りますようお願いいたします。

ことしの夏は、観測史上最高の暑さというふうに言われています。暑さのみならず集中豪雨、突風、雷雨、落雷等によります被害など、自然災害が各地で起きました。罹災者の皆様の平常な生活がいつときも早く送れますよう念願する次第です。また、お隣の福知山市では、花火大会で思わぬ大惨事が起きました。亡くなられました3名のご冥福と、また、50名を超す多くの負傷者の皆様の1日も早い全快を心からお祈り申し上げます。

おかげさまで、本町内では大きな事故や災害もなく、各地域で夏祭りが催されまして、お盆の先祖供養、うら盆のお地藏さんと、地域、家族のコミュニケーションが図られました。しかし、少子高齢化の波は無縁墓やら、子供のいない地藏祭り等、つらく寂しい現象が目につきました。

さて、足立、糸井両監査委員におかれましては、酷暑の中、熱心に監査業務に精励いただきましたこと、まことにご苦労さんでございました。議会を代表いたしまして、そのご労苦に謹んで敬意を表します。

今議会の決算認定におきましては、新たな試みとして従前とは異なる審議方法になることを議会運営委員会で確認されました。よろしく願いいたします。議員各位の闊達な質疑、討論を期待しています。なお、理事者の皆様は明瞭、的確な答弁をお願いいたします。

それでは、9月議会が町民皆様の負託に応え、議会と行政、そして民意が一体となったまちづくりが、一層強く推し進められますよう祈念いたしまして、挨拶いたします。

ここで太田町長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 皆様、おはようございます。

ことしの夏は、8月上旬から連日猛暑が続き非常に厳しい暑さとなっておりますが、ようやく朝夕には虫の音とともに心地よい涼やかな風が吹くころとなりました。

さて、9月議会定例会の開会に先立ち、この場をおかりいたしまして皆様に一言おわびを申し上げます。このたび下水道受益者分担金、負担金及び農業集落排水受益者分担金の徴収におきまして、合併前から5年の消滅時効が完成しており、平成24年度決算において合併前のものも含め、多額の不納欠損が発生いたしました。町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、まことに申しわけございませんでした。

与謝野町に対する信頼を損なう重大な事態を引き起こし、町民の皆様にご迷惑をおわびを申

し上げます。申しわけございませんでした。

今後は、このような事態が発生しないように、徴収体制の見直し、滞納整理の一層の厳格化に努め、町民の皆様の信頼回復を図るべく全力を尽くす所存でございます。

また、毎年夏の恒例イベントでございました、ひまわり15万本を、ことしからひまわりフェスティバルと名称を変更し、また、開催場所もリフレかやの里周辺に移し、リニューアルする形で8月3日からイベントを開催いたしました。梅雨明けが平年より早かったためか、開花が早く、さらにイベント開始早々のゲリラ豪雨によりまして、花が大きなダメージを受けたため、イベントを続けることができなくなり、早期終了を余儀なくされました。自然が相手のイベントとはいえ、多くのお客様、とりわけ遠方からのお客様やリピーターのお客様にも多くご来場いただく中で、ご期待に沿えない事態になりましたことは、まことに申しわけなく思っております。また、地元金屋区の皆様や多くのご協力をいただきました皆様にも、重ねておわびを申し上げます。今回のイベントの反省すべき点や課題を精査し、来年の開催に向けて整備をさせていただきたいというふうに考えております。

さらにこの夏は、2年に一度、全国的女性町長が一堂に会して、地域振興や男女共同参画、子育て支援など、これからのまちづくりについて考え、話し合う第3回全国女性町長サミット2013 inよさを開催させていただきました。サミットでは、私を含めまして5名の女性町長はじめ山田啓二京都府知事、佐村知子内閣府男女共同参画局長、多賀久雄京都府議会議長にもご同席をいただき、サミットアピールとして、全国へメッセージを発信させていただきました。

このサミットは、町民の皆様に実行委員会を立ち上げていただき、準備から本番に至りますまで大変お世話になり、成功裏に終えることができました。まことにありがとうございました。深く感謝申し上げます。また、赤松議長様をはじめ議員の皆様にもご参加いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

それでは、改めまして9月議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、第52回平成25年9月与謝野町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただき、心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本定例会では平成24年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定などの重要議案をご審議いただくこととしております。本日、ご提案いたします議案等は専決処分の承認案件1件、条例案件3件、町道路線の認定1件、辺地計画の策定及び変更、合わせて7件、請負契約の締結1件、請負契約の変更2件ほか、平成25年度各会計補正予算案件4件、平成24年度各会計決算認定11件の都合30件となっております。

特に平成24年度決算につきましては、一般会計と特別会計との総合計で収入済額が203億4,796万8,000円、支出済額が200億1,823万1,000円で、差し引き3億2,973万7,000円の黒字決算となっております。非常に限られた予算の中で安心と生きがいのある福祉のまちづくりを目指し、社会福祉法人やNPO法人が整備されます地域共生型福祉施設の周辺施設整備を実施し、また、与謝野町国保診療所において、理学療法を受けていただくため、リハビリ棟を新設いたしました。

さらに、町民の皆様の安心・安全を守るため、防災行政無線のデジタル化を継続して行い、全

町域のデジタル化が完成いたしました。また、平成24年4月に制定した与謝野町中小企業振興基本条例の理念を、町民や企業の皆さんなどにご理解いただくため、与謝野町産業振興会議において、与謝野町中小企業振興基本条例施行記念シンポジウムを開催いたしました。その後におきましても、振興会議では施策等の具現化に向け、引き続きご議論を進めていただいております。

雇用対策では、国の雇用創出事業を活用し、緊急雇用対策事業なども取り組まさせていただきました。

先般、監査委員による平成24年度決算審査についてご報告をいただき、いろいろなご指摘を頂戴しております。ご指摘いただきました事項につきましては、真摯に受けとめさせていただき、今後の行政運営に生かしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、町行政の推進により一層努めてまいりたいと存じますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして、本定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告いたします。お手元に配付しております本定例会に提出されております議案は、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について）ほか29件であります。

以上、30件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

15番勢旗議員、16番谷口議員、以上2名をお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、総務常任委員会の活動報告をお願いします。

家城委員長。

総務常任委員長（家城 功） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

まず最初に、視察研修に7月3日、4日の二日間にわたり、兵庫県篠山市と岡山県和気町に行政視察研修に行かせていただきました。篠山市では、合併特例債が段階的にカットされる中で、厳しい財政状況をどういった取り組みで乗り切っていくかというテーマを設けまして、お話を伺いさせていただきました。

そういった先進地の取り組みとして、いろいろとお話を聞かせていただく中で、やはり財政の確保の大きな柱は人件費、また、事業の精査ということでございました。財政の健全化は、これからの当町にも直面するであろう重要な課題であり、この研修で得た知識を、これからの活動に

生かしていきたいというような委員の意見が多かったと感じております。

岡山県和気町では、消防団の取り組みと防災告知の端末についての勉強をさせていただきました。ちなみに、この和気町は、操法の全国大会で10年間に4度も優勝や入賞を果たしているといったような町であります。消防団の取り組みにつきましては、人口が当町より約1万人ほど少ない町にもかかわらず、団員数は当町の約倍近い町で、団員の確保や団の役割、また、取り組みなどについてのお話を聞かせていただきました。町民と行政と団とが一体となって、消防防災を考え、そして取り組むといった姿勢が強く印象的でした。細かな取り組みについては、後日、開催させていただきました町の消防委員さんとの懇談会でご報告をさせていただきました。

また、災害告知端末につきましては、当町と同じFM電波の受信機で各家に告知する方法ではございますが、端末の機械が先進的で、当町との違いは、受信した方は確認ができたというボタンを押せば、発信側に伝えることができるというシステムになっているということです。いざという災害時に、なかなか連絡体制の構築はとりにくい中で、こういった端末を活用することは、被害を小さくするための役割としては重要ではないかというような意見が多かったように感じております。私個人の話ではありますが、この件につきましては一般質問でも取り上げさせていただく予定をしております。この視察研修の内容や感想は、総務常任委員会の各委員よりレポートが提出されておりますので、ご確認をいただければと思っております。

次に消防委員さんとの懇談会につきまして報告させていただきます。当町の消防委員さんの任期満了に伴う構成の変更があり、議会との顔合わせも兼ねて7月9日にユースセンターで懇談会を開催いたしました。メンバーは、総務常任委員会の委員と、消防委員の新しく選ばれた消防委員の方々、それに町の消防団三役と議長にも出席をいただき開催をさせていただきました。

内容につきましては、自己紹介の後、当委員会の視察研修で勉強してきたことの報告をさせていただき、その後、消防に関する課題や問題、また、活動や取り組みについての意見交換をさせていただきました。なかなか、はたから見た思いと現場での思いに温度差があり、また、認識の相違などもございまして、お話を聞かせていただいた意見や考えなどは今後の活動に生かしていきたいと考えております。

最後に、京都府総合防災訓練について報告をさせていただきます。昨日、9月1日に宮津総合運動公園におきまして、京都府総合防災訓練があり、議長と総務常任委員会のメンバーとで参加をさせていただきました。消防、警察、自衛隊が合同で実際の災害、これは、想定は地震ということでございましたが、大規模な訓練の予定でしたが、あいにくの大雨で、開始から約30分で中止となり報告させていただくような内容ではないというようなことでございます。

しかし、本当の災害は、こういった天候でこそ起こり得ることであり、短い時間ではありましたが、訓練されていた関係者の方は真剣に取り組まされており、大変ご苦労であったと感じております。

我々町民も、いざというときのことを常に想定した中で対応できるように防災に対する意識を強く持ち、日々の生活を送る必要ではないかということで感じております。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 次に、文教厚生常任委員会の活動報告をお願いします。

野村委員長。

文教厚生常任委員長（野村生八） 文教厚生常任委員会の活動を報告します。

7月18日に委員会を開き、一つは奨学資金貸付状況と返済事務にかかわる懸案事項について、追加の報告を受けました。もう1点は、議会基本条例に基づく各種団体との懇談会を行いました。

1回目、婦人会に続き今回、2回目として、与謝野町の社会福祉協議会との懇談を行い、会長をはじめ7人の役員の皆さんが出席をいただきました。学童保育の運営状況はじめ、社協の大変幅広くきめの細かい活動状況の説明を受け、双方の活発な意見交換をさせていただきました。

また、7月29日に委員会を開きました。一つは、子ども子育て会議の運営状況について、7月5日第1回から始まり16人の委員により会議が進められております。町としては、幼稚園、保育所の再編の問題について、年度内に答申がいただきたいということで諮問をされておられます。

もう1点は、幼稚園、保育所の、あるいは小学校、中学校の再編問題について、詳しく報告を受け、そして、いろんな角度からの、委員からの質問がされております。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

議長（赤松孝一） 次に、産業建設常任委員会の活動報告をお願いします。

多田委員長。

産業建設常任委員長（多田正成） 皆さん、おはようございます。

それでは、諸般の報告により産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成25年6月12日、議会中でありましたが委員会を開催いたしました。委員会の所管する事項について検討をいたしました。水道課の料金滞納状況について。

二つ目に、下水道の負担、分担、時効の件について、調査日程の検討をいたしました。

三つ目には、閉会中の調査内容の検討であります。

次に、平成25年7月29日、午前9時半より委員会を開催し、町内公共施設の造成、改修、改善の現況調査を視察いたしました。

一つ目に、都市機能用地のグラウンドゴルフ場の進捗状況と、管理棟の施設の視察であります。当初、7月のオープン予定でありましたが、芝の育成の関係から、今月ですが、9月オープンになったようであります。

二つ目に、平成24年度、平成25年度の染色センターの改修が行われておりまして、改修状況、進捗状況の確認であります。施設の環境整備が進んでいますので、今後、伝統を生かし体験観光の活性化に結びつくことを強く望んでおります。

三つ目に、農村女性の家の活用状況と施設の環境を視察いたしました。あまり活用がされていないようではありますが、裏には茶室もあり庭園もあり、自然環境もすばらしいところあります。新たな活用方法の検討が必要かと感じました。

四つ目に、8月3日から予定のひまわりフェスティバルを迎えるために、イベント会場の現地視察をいたしました。ちょうどそのころが見ごろで、フェスティバルの時期にはどうかと心配しておりましたが、やはり心配が的中してしまいました。自然にも左右されますので仕方ないことですが、今後の課題であります。

平成25年8月7日、午後1時半より委員会を開催いたしました。下水道の負担、分担及び滞納処理の整理についてであります。会計室、税務課、担当主任を迎えまして、行政側の本部会、



専門部会の取り組み、考え方などを聞かせていただき協議いたしました。

二つ目に、担当課より債務一元化にかかわる取り組み状況の一覧表を提示していただき説明を受けました。税公共料金収納・滞納整理特別対策本部専門部会は、平成24年8月に設置し、年末、年度末など年3回程度、検討会議が開かれているようであります。

次に、平成25年8月27日午後1時30分より委員会を開催し、下水道の負担、分担、滞納、不納欠損について調査をいたしました。野田川庁舎の下水道課へ出向き、課長、主幹より書類の提出を求め説明を受け、各委員より聞き取り調査をいたしました。現時点では、時効を迎えてしまいましたものについては、法に基づき不納欠損となります。今後、下水道課の取り組みについては、負担、分担金の徴収に努め、法の規定に基づき時効中断、滞納処理に徹底して取り組む、既に取り組んでいるようであります。

以上、簡単ですが委員長報告といたしますが、下水道分担金、負担金につきましての調査報告は、事務局、議長宛てに報告書を提出しておりますので、お目通しをいただけたらと思います。以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 次に、議会活性化特別委員会の活動報告をお願いします。

井田委員長。

議会活性化特別委員長（井田義之） それでは、私のほうから6月定例会以降の議会活性化委員会の協議内容について、報告させていただきます。

一つには、第2回の議会懇談会をどうするかということで、これにつきましては、議会懇談会実施要綱に基づいて、平成25年度については、議会運営委員会をお願いするということに決定をいたしまして、議会運営委員会のほうで調整をさせていただいております。きょうも全協の中で報告をいただけるという状況であります。

次に、活性化委員会の今後の進め方について協議をさせていただきました。議会基本条例に沿った議会のあり方、運営ができていないか。前活性化委員会からの引き継ぎ事項の検討も含めて、内容を精査する中で、今後については議会運営委員会の中でやっていただくことが妥当ではないかという意見が多数を占め、9月定例会において、本委員会を閉じるという方向で準備をすることに決定をしました。この決定を受けて、議会基本条例の検証、検討課題の検証、見直しを協議いたしました。内容については、近いうちに赤松議長宛てに、議会活性化委員会の報告書を提出し、本定例会の最終日あたりに皆さんのご同意を得る方向で報告をしたいというふうに思っております。

以上、かいつまんで簡単に内容を報告させていただきます。私の報告を終わります。

議長（赤松孝一） 次に、議会広報特別委員会の活動報告をお願いします。

小林委員長。

議会広報特別委員長（小林庸夫） おはようございます。

それでは、議会広報特別委員会のご報告を申し上げます。去る8月9日の日に、京都府の町村議会議長会の主催されます委員長研修というのがございまして、事務局の由利さんとともに行かせていただきました。

講師は、株式会社中央文化社の社長をやっておられる大塚昭彦さんという方で、プロのカメラマンということでございました。

与謝野町からは、この広報4月号ですね、これを送っていただいております、これについての、また、ヒアリングも受けたわけですが、全国コンクール、昨年の全国コンクール等もし、また、あるいは過去のコンクールの流れがですね、東北地方が、いつも素晴らしい成績を上げておられるというようなことで、よい町の広報紙を取りよせて、まねをすることが大事だというような形の中で、そして、自分なりの個性ある広報紙に育ててほしいと、こういった評論がございました。

まず、表紙というのは非常に、人間でいえば顔に当たる部分という形のことで、この表紙写真というのは、こうせねばならないという制約はないとおっしゃっておられました。ですけれども、若干ニュース性のあるものでありますとか、春夏秋冬に関連性のあるものとか、風景写真でもいいというようなことが申されておられましたけども、主題がしっかりして、読者に訴えられる写真がいいというようなことでございました。

この与謝野町の全国のコンクールの結果とあわせて、京都府下の町や村の自治体の担当者が行かせてもらったんですけども、非常に、与謝野町の評判は非常にいい評判を受けまして、写真の配置もよろしいということで、よその自治体、町の方々にも、ぜひまねをしてほしいという形のことで、非常に皆さん方の努力のおかげですね。喜ばしい評価をいただいたようなことでございます。

それから、次に先日、8月29日に、これは京都府の市町村振興協会というところが主催されます、京都府下の市町村の議会広報の委員会の全員の研修会がございまして、この場合は、コンサルタントの芳野政明さんという方が議会広報のあり方とか、そういったことを、議会広報というのは行政広報にはない重要な分野を担っておると。いわゆる議会の動きとか、あるいはチェック機能を果たす役割と、そういったようなこと、いろいろと調査提案させていただく分野とか、そういったことが、行政広報にない大きな役割があるというようなことを申されておられました。

あわせまして、各京都府の自治体参加、18自治体が参加されておられたんですが、うちの町もそうですが、記事は、いわゆる行数が制限して、皆さんに、一人一人記事を書いていただくわけですが、与謝野町の場合は比較的そういう指摘はなかったんですが、他地区の場合ですけれども、何を訴えたいのか、そういう簡単明瞭なそういう見出しであるとか、そういうことが必要であるという、いわゆる評論をされておられましたので、一つ今後のですね、記事の作成、あるいは見出しのつくり方ということも今まで以上に、またご努力をいただいて、読みやすい文面で、わかりやすい議会だよりになりますように、さらに努力をしたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます、報告といたします。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 次に、収賄事件再発防止調査特別委員会の活動報告をお願いします。

有吉委員長。

収賄事件再発防止調査特別委員長（有吉 正） それでは、収賄事件再発防止調査特別委員会の報告をいたします。

6月議会で報告して、本日までの報告をいたします。この間、打ち合わせ会議2回、委員会を4回いたしました。委員会は公開をしております。打ち合わせ会は今後の進め方についての会議であります。それから、委員会につきましては副町長、職員、また、教育長、職員、また、元教育次長に、求めた資料や裁判傍聴記録に基づいて話を聞いております。

8月30日の委員会より、まとめに入っております。事件発覚後1年を経過をいたしております。今9月定例会最終日には、この特別委員会報告ができればと、このように考えております。

以上、報告といたします。

議長（赤松孝一） 続きます、一部事務組合の報告をお願いします。

最初に、宮津与謝消防組合議会臨時会の報告をお願いします。

和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、過日の平成25年7月22日に宮津市役所議場において開催をされました、宮津与謝消防組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

主な議案の内容といたしましては、報告第1号、2号では、専決処分承認を求めるものであります。これは、宮津与謝消防署職員の給与に関する条例の一部を改正するものであり、宮津市の職員の給与に関する条例が改定されたこと等に伴い、宮津与謝消防職員においても所定の改正をされるものであります。これらの議案につきましては、賛成多数にて可決をされました。

次に、救助工作車2型の取得についてで、議案を求めるものであります。これは救助工作車の更新に伴う取得であります。

指名競争入札により指名業者は6社でありましたが、1社が当日の交通事情により辞退をされ、大槻ポンプ工業株式会社が9,051万円で落札をされました。主な装備といたしましては、ウインチ5トン、クレーン2.9トン、照明につきましては、LEDランプ220ワットが4灯装備をされており、従来のハロゲンランプ灯よりはるかに明るいものに変更をされております。

また、主な資機材としましては、油圧スプレッター、油圧カッター、油圧コンビツール、マット型空気ジャッキ、三連ばしご、酸素呼吸器、空気呼吸器、原子力防災資機材といたしまして放射能測定器、化学防護服、防毒マスクなどが装備をされております。

近年の消防救助には、求められる活動が急激にふえるとともに、必要な資機材もふえてきております。この救助工作車取得の議案につきましては、全員賛成にて可決をされました。

以上、まことに簡単ではありますが、宮津与謝消防組合臨時会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（赤松孝一） 次に京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をお願いします。

今田副議長。

1 7 番（今田博文） それでは、後期高齢者広域連合議会が8月23日、京都市内で開催をされました。人事案件ですけれども、議長に京都市議会の富議員、副連合長に堀和東町長、井上宮津市長、藤田京都市副市長、監査委員には木津川市議会の長岡議員が、それぞれ選任をされました。

平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算、補正額は61億4,275万1,000円、総額で3,110億3,917万6,000円となりました。この補正は、前年度繰越金の増額による補正でございます。

それから、平成24年度一般会計決算、歳入は分担金、主なものは不均一保険料に係る国、府の補助金、低所得者の保険料軽減の財源などであります。

歳出は議会費、事務局運営費、不均一課税の繰出金でございます。平成24年度特別会計決算ですが、歳入は市町村の保険料、国・府支出金、基金の繰入金、歳出は、保険料給付費、基金繰出金、高額医療拠出金などがございます。滞納状況でございますけれども、4,411人滞納者

があるということでございますけれども、年々、減少しておるといふふうな報告でございます。収納率は99.17%という報告でございました。

それから、不均一課税ですけれども、現在7市町村で実施をされています。来年、平成26年度から国の補助金がなくなります。したがって、この継続が非常に難しいというふうなことでございます。ちなみに与謝野町はマイナス20.3%、京都市がプラス8.17%と、これだけの格差がございます。一番高い京都市と一番低い京丹波では、京都市と京丹波では36.78%、金額にして2万7,597円の差額がありまして、均一にするには、保険者の理解が、非常に得られるのが難しいという状況でございます。そのため、国に補助金の継続を要望していくというふうなことでございました。

それから、議員提案、発議第3号がありまして、環太平洋経済連携協定（TPP）に参加しないように求める意見書が出されましたけれども、賛成8、反対20で否決になりました。以上です。

議 長（赤松孝一） 次に、京都地方税機構議会定例会の報告を、私のほうからさせていただきます。

京都地方税機構定例会、今月の8月9日でございます、開会されまして、かいつまんで報告しますが、一つは議案としまして、この機構の決算でございます。決算の内容につきましては、構成団体からの負担金収入をもとに職員人件費と事務経費が支出されているものでありまして、機構の業務実績が反映される仕組みではありませんが、効率的、効果的に執行される中で、着実に業務実績を積み上げられておりまして、監査委員の方の意見書にもありましたが、適正に執行をされておりました。

また、あと専決2件でございますが、この専決処分案件は、滞納整理の手法としまして、裁判手続がとられたものでありまして、日数が経過すると財産債務者の資産が劣化する恐れがあり、機構及び滞納者に不利益となることから、速やかに確実に解決を図っていくため、やむを得ず専決された案件であると考えております。以上、この実績等は事務局で保管していますので、お目通しを願えたらと思っています。

次に、議員派遣の報告を行います。去る7月25日、ルビノ京都堀川で開催されました、京都府町村議長会全議員研修会へ多くの、ほとんどの議員の参加をいただきました。また、8月28日、つい先日であります、府政懇談会が京都市内で行われまして、知事部局との懇談会でございます。いろいろと意見がございましたが、特に私が印象に残っているのは、国保会計の広域化であります。やはり国保会計につきましては、各府下の町村、非常に悩んでおられまして、これに対する、これは山田知事の答弁は、同じ広域化するのなら、もう京都府一本でもいいじゃないだろうかというような、大胆なご意見を聞かせていただきました。これは、たまたま税機構というものが、既に徴収機構があるということが、そういう発言の源になったのかなと、こんなふうに私は推察をしています。

それから、8月30日、皆さんのお手元に配付しておきましたが、野田川の区長会のほうより、白杉代表のほうからアピール文という形でございまして、皆さんにお目通し願えれば結構でございますが、今般の下水道の、また集落排水の分担金、負担金にかかわる、この時効の問題につきましての議会へ対してのアピールを頂戴していますので、お目通しのほどをお願いいたします。

また、町長部局のほうにも、町長サイドにも同じ内容のものが提出しますというふう聞いて

おります。以上でございます。

ここで、企画財政課のほうより発言の許可を求めておられますので、発言を許します。

企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） おはようございます。

本定例会にたくさんの資料を配付させていただいております中で、一部誤りがございましたので差しかえをお願いしたいと考えております。

3点ございまして、まず、一つ目は本日、机の上に配付させていただいておりますが、議案第86号、平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）の1ページから15ページまでを一括してお渡しをさせていただいておりますので、まず、これは一般会計の補正予算を1ページから15ページまで、ごそっと差しかえをお願いしたいと考えております。誤ってございました内容は、きょう配付いたしました差しかえ後の補正予算の8ページでございますが、8ページの上に第2表債務負担行為補正といたしまして、子ども子育て支援事業計画策定事業、これの債務負担行為の補正を計上するのを漏れておりましたので、これが加わったということでございます。

それから、もう1点は、この差しかえ後の補正予算の13ページを見ていただきますと、歳入の部分でございます。繰越金で、補正計上額が差しかえ後で8,469万1,000円、繰越金の欄でございます。8,469万1,000円に変更をいたしております。

当初配付いたしましたのが9,469万1,000円の追加ということでございましたが、1,000万円、繰越金の計上額を誤っておりましたので、ここを訂正させていただきました。これは6月に繰越金を1,000万円追加補正させていただいておりましたのを、今回の補正予算に反映し忘れておりましたので、決算額、平成24年度決算に1,000万円多い繰越金計上となっておりますので、ここの補正計上額を1,000万円繰越金を減額して、その上の繰入金、財政調整基金繰入金、当初は2,000万円の減額といたしておりましたのを1,000万円の減額とさせていただきまして、総額の補正予算の変更はなしという形にさせていただきました。この関係で、関連いたします補正予算書の一般会計1ページから15ページまでをお渡ししておりますので、そのまま差しかえをお願いしたいと考えております。

それから、二つ目は、財産区特別会計の補正予算（第1号）でございます。

これはホチキスどめで財産区の補正予算書のみ、全ページお渡しをさせていただいております。本日配付の補正予算書に差しかえをお願いしたいと思っております。

内容といたしましては、歳出のほうの説明欄で緑資源造林協議会、14ページ、失礼しました。補正予算財産区特別会計の21ページをお開きいただきますと、一例ですけれども、加悦奥財産区がございまして、緑資源造林協議会負担金となっておりますが、現在、緑資源造林協議会という名称から差しかえ後の資料のとおり、水源林造林協議会に名称が改まっておりますので、その関係で、当初予算を、今回の補正予算で修正させていただくべく表記を変えておりますので、そういった内容の変更が他の財産区にもございまして、複数箇所になっておりますので、全体の補正予算書を、そのまま新しいのにかえさせていただいたということでございます。

また、加えて申し上げますと、23ページにつきまして、大江山財産区がございまして、これの緑資源造林協議会負担金といたしておりましたのは、宮津管内観光造林協議会の誤りでございましたので、ここもあわせて修正をさせていただきました。

最後にもう1点、このピンク色の決算参考資料、これをお渡しをいたしております。これの今回67ページから70ページの2枚ものの資料を、けさ配付をさせていただいております。配付は、まだしてないようでございます、すみません。次の休憩のときにあるようでございます。決算参考資料の67ページから70ページの表記が誤っていた部分がありましたので、そこを次の休憩時間のときに、2枚ものでお配りさせていただく予定になっておりますので、あわせてよろしくお願いたします。

それに伴いまして、議会運営委員会で配付いたしました1枚ものの、9月補正予算の主な内容をまとめておりました資料も一部変更がございましたので、お渡しをさせていただいております。大変多くの差しかえになりまして、大変お手数を煩わせますが、よろしくお願いたします。

議長（赤松孝一） 以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第71号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の専決処分につきましては、先般の公共下水道受益者分担金、負担金及び農業集落排水受益者分担金の徴収事務につきまして、多額の不納欠損処分を行ったことについて、その事態を重く受けとめ、その責任を明確にさせていただくため、町長の給料を3カ月間15%減額し、また、副町長の給料も3カ月間10%減額する措置を実施するために必要な規定を条例の附則に加えることとして、平成25年6月28日付で専決処分させていただいたものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願申し上げます。

議長（赤松孝一） これより質疑に入ります。

9番、家城議員。

9番（家城 功） それでは、議案第71号につきまして質問をさせていただきます。

まず、この件につきましては、これの原因、要因となる部分の一つには、議会のチェック機能がきっちりと果たせていなかったということにつきましては、我々議員の責任でもあるということは強く感じておりますし、今後、こういったことがないように、さらに勉強させていただく所存でございます。

それでは、質問に入らせていただきます。この件につきましては、多くの町民の方も注目されている部分もございまして、また昨日、約1カ月にわたって行われました町政懇談会でも冒頭のほうで説明もされております。そういった中で、この、まず処分について、この処分は誰が、どういった形で決められたのか、まず、その点についてお聞きをいたします。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） この処分につきましては、私が決め、そして、それを執行させていただきました。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9番（家城 功） この処分を決められる際に、もちろん町側は、条例や規則、また、規制に基づいて、町長が最終的に決められたということは理解できるわけですが、こういった処分の内容によ

っては、例えば、第三者を加えた町民の意見を入れるなり、また、議会を開いて議会の意見を取り入れるなり、そういった経緯を踏まえた中で処分というものは決定すべきではないかというふうに、私は感じるわけですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ただいまのご質問についてであります。今回の下水道の負担金、分担金、それから農業集落排水の負担金の不納欠損の問題につきましては、今、ご審議をいただいております町長と私、特別職の処分の問題と、それから、下水道課の関係職員、一般職員の処分の問題がございます。

お尋ねの処分の内容について、第三者の意見を参考にしてはどうかというご提案でございますが、この間、我々、町長と私、あと関係課長も入りまして検討を進めてまいりました。まず、特別職につきましては、処分の基準というものが特にございませんので、インターネットで全国の類似の事例を調べたりしまして、我々の処分の内容は決定をいたしました。

それから、一般職員につきましては、与謝野町独自で懲戒処分に関する指針、いわゆるガイドラインを持っておりますので、それも参考に、さらに他府県の類似の事例も参考に決定をさせていただきました。議員がご提案の第三者の意見を取り入れたらどうかというお考えもあろうかと思うんですが、我々も全国の、いろんな事例、個別に検証する中で、そういった事例を参考にすることで今回の処分を決めること、それでいいだろうという判断をして、今回の処分の内容を決定させていただきました。以上でございます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） この100分の15、100分の10という数字でございますが、最初説明を受けたとき、また、記者発表されたときには、100分の10、100分の5という数字だったと思うんですが、その辺につきましては、どういった経過の中で変更されたのか、ご説明をお願いします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、議員がおっしゃいましたように、町長100分の15、私が100分の10、議員の皆さんの中には、この間、聞いてた数字と違うなという印象を持たれたかもしれませんが、平成25年度、新年度予算をお世話になるときに、特別職につきましては、年度当初から5%を給与カット、それから、一般職員については3%の給与カットをということで、我々につきましては、既に5%カットを4月からずっとやっております。

今回、7、8、9と3カ月分は、町長については5%プラス10%で15%、私は5%プラス5%、今回の5%で都合10%ということになりますので、そのようなご理解をいただきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ということは、変更はないということですね。最初に説明を受けた数字とは変更がない。表記上こういうふうになっていると、そういうのは提案理由の説明のときにしていただければわかりやすいかなと。

これは、私個人的な考え方、受けとめ方かも知れないですが、何か、この処分を急いでされていくような気がしてしょうがありません。といいますのは、全協で説明がありました。その後、

どんだけの協議がなされたのか、どんだけの研究がなされたのかはわかりませんが、そういった中で記者発表がございました。こういった処分を確定する、そういったことを公表する、そういった前には、やっぱり必ずやるべきこと、第一には、なぜこういったことが起こったのかという原因の究明です。町報にも、また、町長の説明にも、それなりの原因というのは記されておりますし、発言もされております。

しかしながら、この原因につきましては、この町報のどこでしたかね、にも書いてございますが、旧町からの懸案事項でありましたが、職員に消滅時効に関する認識がなかったということがきちっと書いてあるわけですね。この職員の認識がなかったのはなぜなのか。そこまで掘り起こして原因の究明をしていく、それが原因の究明だと、私は感じております。

それに対して、今後、二度と、こういったことが起こらないためにはどうすべきなのだという対応策をきちっとした形で打ち出した中で、処分というのは決めていくもんじゃないかなというふうに感じております。

しかしながら、町法の説明の中にも、あたかも行政側には、そんなに過失がなかった。むしろ納付をしなかった人が最大の、当然、納付されなかった方も、それぞれの理由があって、故意にされていないのか、また、督促等がなかったので払う時期がずれていたのか、その辺はわかりませんが、最後に、これらの手を尽くしても、なお納付されないものについては、町税等と連携して差し押さえも行っていくと、町側の言い分だけを何か表に出されている。これ私のとり方、感じ方だけかもわかりません。しかしながら、そういった原因究明、また対応策というのは、もっと慎重に、もっと深く掘り下げて協議すべきではないかというふうに感じますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。ちょっと話がそれるかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、一般職員につきましては、与謝野町職員の懲戒処分等に関する指針というものを町独自で設けております。これは、市町村の中には、こういった指針を独自で持つておる市町村もありますし、ない市町村もあるわけなんですけども、与謝野町では国家公務員の指針、それから、先進事例、ほかの市町村の例を参考に設けております。

この指針の中で、懲戒処分につきましては、町民の皆さんへの影響が非常に大きいということで、懲戒処分をするときには公表するということをうたっております。今回も、この規定に基づきまして、7月5日に新聞記者、テレビの関係者に集まっておりました。記者会見をいたしました。そのときにも、この事件の概要がわかって、記者会見までの間が非常に長いということでお叱りを受けておったんですが、今回、議会の皆さんのご指摘によりまして、数カ月にわたって下水道課が、10年以上にわたっての詳細を調べ上げて、一定の数字がまとまりました。その段階で今、議員がおっしゃいましたように、なぜ、こういうことが発生をしたのか。

それから、今後、再発を防止するためには、どういった手だてが考えられるのかといったことは、当然、検討をずっと、その間、深めております。そのことは、当然、記者会見で質問もされるでしょうし、それに向けて頑張る原因、対応策、それから、職員の処分も、そうであります。ずっと検討は進めてまいりましたということでご理解をいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 家城議員。



9 番（家城 功） 規則、条例、決まり、これは大事なことである。それは十分理解しております。しかしながら、この2, 700万円弱の損をしたお金につきましては、たとえ旧町の流れであり、本町に入ってから、そういった不納欠損が出たという実態であっても、やはり大きなお金でございます。予算審議の中では、厳しい財政状況をどう乗り切っていくのか。そういったことで、各種関係団体、また自治体、もちろん職員の皆さん、また、議員のほうも、それなりのカットを、皆さん、痛みを分かち合いながらしてきております。そういった中で、あまりにも簡単に専決という形が出てきた。もっと真剣に協議すべき、また、いろんな意見を参考にして対応していく、そういった姿勢が大事ではないかなというふうに感じております。

なぜ、この専決になったのか、臨時会を開く猶予がなかったのか。はたまた、議会での意見は全く参考にしない。ただ、一方的に、こちら側の都合で処分を決めて、それを発表し責任をとったという姿勢を出されたのか、その辺についてのお考えをお聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 暫時休憩いたします。

それでは、50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時50分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

太田町長。

町 長（太田貴美） 大変貴重な時間を頂戴いたしまして、申しわけありません。家城議員のご質問といたしますのは、これらの専決については、もう少し時間をかけてやればよかったのではないかなということだというふうに思います。

しかし、皆さんもご存じかと思えますけれども、できれば6月中にきちっとこれらについて公表、また、謝罪を申し上げたいというふうなことを申し上げてきましたけれども、いろいろなことを整理します、そうした公表をするタイミングを逸しないようにするために謝罪と処分を、そういう議会からの強い思いも真摯に受けとめまして、7月5日に公表、そして、我々の処分につきましても発表させていただきました。

また、みずからの処分についていろいろとご提案がございましたけれども、それらにつきましては、これらのみずからの処分については、私に与えられた一つの権限だというふうに思いますので、それらを執行をさせていただいたということで、ご理解がいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 先ほどから何度も言うておりますように、権限ということは理解しております。もちろん条例、また、規則等に基づいて、こういった処分が提出されているということもわかっております。私が思いますには、公表と結果を出すということにつきましては、別ではないかなというふうに思います。こういった問題が現在、起こっているという公表だけで十分ではないかなというふうに思っております。そのあと処分、また原因の究明、先ほど言いました対応策、そういったことも含め、今後、慎重に十分な協議をしていくといった公表でもよかったのではないかなというふうに思っております。

私は、この提案につきまして、賛成できない立場で考えております。町政懇談会におきましても、最初に説明をされ、こういった質問が出たように思っております。きちっとした回答はされ

ずに、テーマである学校の統廃合の件についての説明に入られたといった記憶がございます。

先ほどから言っておりますように、もっと町民の声、また議会での声、そういった声を聞いていただきながら、案件には案件なりの対応というものが必要ではないかなと。もちろん町長の権限の中で処分をされる部分というのは理解はできます。

しかしながら、内容によっては、そういったことも十分取り入れた中で結論を出していく、そういったことが大事ではないかなと思っておりますが、再度、その辺いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） いろいろなご意見があろうかと思えますけども、議会の中での論議の中で、やはりそれらについては早く原因を究明して、そしてなおかつ、それに対する対応策をきちっと皆さんに示すようにということが議会の中からも出ておりました。それらを、やはり我々は真摯に受けとめて、できるだけ早い時期に公表と同時に、それらをきっちりと、どういうことで原因だったのか、公表するということが、その辺のところまで当然、問われる問題でございますので、それらを一定の整理をした上で、今回こういった形で手続をとらせていただきました。

いろいろな思いの、皆さんの思いはあろうかと思えますけれども、何も私に与えられた権限だからという、そういう気持ちはさらさらございません。多くの皆さんの、町民の意見を聞かせていただく中で、速やかにそれらを究明しといたしても、もう昨年9月からずっとですから、相当な時間がたっているし、それらについて、いつになったら整理ができるんだという議会からのお怒りの声も聞かせていただきました。それらを考える中で一定の結論を出させていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 6月の説明の中でも、対応を早く求めるというようなことは議会でも出ておりました。しかしながら、僕は、この対応というのは処分を早く出せというようなことではなかったと、僕は思うんですね。原因をきちっと早く究明して、対応策を早く出せということの意味だと、僕は感じております。

そういった中で、やはり原因の究明も、先ほど申しましたように深くできていないというふうには私は感じておりますし、それに対しての対応策もできていない。そういった中で、対応というのは、何も処分の発表を早くすることが対応ではなく、そういった問題が、次に、いかに起こらないようにするか、それが一番大事なことであって、そこを重視するべきではないかというふうには感じております。

時間がございませんので、そういったことをしてほしかったなということを申し上げまして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 対応策を何もやっていないかのような意見のように聞かせていただいたんですけど、決してそうではなくって、平成25年度以降の件に、新しい与謝野町になってからの分につきましては、そこでストップがかけられて、もう既に、その対応はしているわけです。ですから、そうした意味では、速やかな対応を、もう既に始めているというふうにご理解をいただけたらと思います。まだ、何もしてないということではございません。いろいろな、あらゆる対応策を考える中で、もう既に手を打ってきているというふうにご理解がいただきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） すみません、終わりますと言いましたが、対応されていないとは全く言っておりません。ただもっと掘り下げる必要があるのではないかということをおっしゃってくださるわけでございまして、その辺のご理解はいただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

17番、今田議員。

17番（今田博文） それでは質問させていただきたいというふうに思っています。

先ほど、家城議員から処分は議会に諮って、あるいは町民の意見を聞いてすべきだというふうな意見がありましたが、私はそうではないと。処分は、みずから決めるべきだというふうに思っています。

一つの例を申し上げますけれども、京丹波町で水道に関する汚職事件あったんですね。そのときに町長、副町長、町長50%です。3カ月。副町長30%、3カ月。この提案がありました。だけど、これ否決されたんですね、議会で、7対8で否決なんです。これは何かとえば、そこまでやらなくてもいいだろうと、思い切った自分に厳しい処分をされたから、議会も、こういう判断をしたんですよ。しかし、今回の判断を見ますと、非常に甘いんじゃないかというふうに思っています。

この間、テレビの報道でありました。どこの市だったか、町だったか、ちょっと忘れちゃったけれども、政治家ですから政治資金規正法、いわゆる寄附金があったり、いろんなことがあるわけですが、その収入、これを落としておったという事案がありました。

そこで、この首長は1カ月給料を返納しますと、こういう決断をされたんですよ。こういう思い切った決断、責任のとり方があるからこそ、住民は納得はできません。しかし、よく責任をとったなというふうな考え方になるんじゃないかというふうに思うんですが、今回、非常に甘い、いかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 責任のとり方についてのご指摘だというふうに思いますが、甘い辛い、その辺は、私自身は、皆様のご判断に任すということになるかと思っておりますけれども、具体的に法律を犯すというか、そうした、今回は、事案ではなかったというふうに思っています。金額的には大きい金額ですし、誰もが、そうした手続を適正な方法をとらなかった、気づく者がいなかったということで、先ほど原因の究明をというふうにおっしゃいましたけれども、旧町からずっとそうした形で進んできて、それに気づかなかったという、これも重大なことではありますけれども、そうしたこともあって、じゃあ誰が責任をとるのかといった場合に、明確な責任のとりようの仕方が私にはわからなかった部分がございます。

しかし、現在の預かっている私が、やはりそれはある程度、明確化するために責任をとるという意味で、一つのそうした判断をさせていただいたということでございます。

議 長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 説明を聞いてますと、インターネットで調べたと。全国の事例を勘案しながら我が身の処分を考えた、ということになるんですよ。それは、事例は事例、全国の例は全国の例ですよ。どれだけ、このことに責任を感じてるか、このことですよ。10%では非常に甘い、

私はそう思っています。

この議案が、案件が専決です。専決処分で否決をされた場合、どうなるかわかりません。今までは地方自治法で議案が否決されても、それで終わりだったんですね。議案として通る、こうあったんです。ところが自治法が改正されて、専決を否決されたら新たな提案をしなければならぬと、こういうふうには自治法、変わったんですよ。この後、採決がありますが、否決されるか、あるいは可決されるかわかりません。非常に私は、皆さんの話を聞いてますと微妙な線ではないかなというふうに思ってます。それはまだ、結論が出てませんので、ちょっと置いておきます。

そのことをわからなかった、法律で決まっていることを職員が知らなかった。誰も知らなかったから、こういう事案になったんだと、そんなものは言いわけにも何もありません。当然、そこは自分の仕事として、職務として仕事を追及する、勉強する、これが職員ですよ。

そして、この職員、下水道課長の責任の処分も甘いと思いますね。戒告、減給、停職、または懲戒処分です。戒告でしょう。なぜ、せめて減給ぐらいまで及ばなかったのですか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 課長ではございますけれども、今の課長職ではございますけれども、過去からのずっとした中での現在に至っているわけでございますので、そうした意味で職員の事務的なトップであった課長に対して、どうだったのかと、甘過ぎるんじゃないかということでございますけれども、これ個人だけではなく、これは、町全体の損失というか、そうしたことでございましたので、そうした意味で我々を含む特別職のみ減給という形をとらせていただいたということでございます。

ここに至りますまでには、こうしたことが二度と起こらないように各課、下水道課のみならず、ほかの課も全て、いろいろなことの洗い直し、自分の課にもないかというようなことも全部出させました。そうした中で、町の職員全てが、そういう今回、起こしたような、本当に不適切な行動に対して、やはりもう一度意識づけるという意味で、それらを今、洗い直しをもう一度して、一定の方向性を出そうといたしております。

そうしたものを、やはり町全体で、課長だけの責任という意味ではなしに、町の職員全てが、やはりそうしたことに真摯に受けとめ、反省をしなければならないというふうに思っております。

本当に、こういったところで、こういったことを申し上げなければならないということについては、非常に私自身も恥ずかしく、また、改めて本当に皆さん方にご迷惑をおかけしたという点、信頼を損なったということについては、大変申しわけなく思っておりますし、これらを、やはり取り戻すための努力というのは、今まで以上の大変大きな努力が必要だというふうに改めて覚悟をしているところでございます。

そうした意味で、この処分が軽いか、あるいはもっと厳しくということなのかは別にいたしまして、町の職員全員が、そうした思いで今、頑張っているというふうに思っております。本当にお恥ずかしい、お粗末な話で申しわけないというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 行政一丸となって頑張っていかなければいけないと、あるいは責任も、それぞれ感じているんだというお話だったと思うんですが、しかし、さっきから申し上げてますように、非常に

私自身は甘いと思っています。課長に減給処分がなかったことも、今お話をいただきましたけれども、例えば課長に減給処分をすることによって、ほかの課の課長や職員にも、やはり今まで自分がやってること、やってきたこと、あるいは、これからやろうとしていること、そこをある意味点検し、間違いのない行政運営をしていかなければならないなという一つの、言葉は悪いですけども、戒めみたいな、一つの気づきといいますか、そういうものに、私はなるんではないかというふうに思います。

町長おっしゃいましたように、みんなで責任の重さを感じていると、これから頑張っていきたいというふうにおっしゃっても、どうもそれが響かないんですね。やっぱり響く答弁、響く処分、これをぜひ実行していただきたいというふうに思ってます。

今回、野田川地域の区長会からアピールですかいな、アピールちょっと今、机にありますけれども、アピール文が出されました。私も議長と一緒に受け取りをさせていただいたわけですが、これは今、与謝野町になって与謝野町の区長会でもなし、一地域の区長会ですから町としての正式なあれではないかもわかりませんが、全員こぞって区長印を押され、ちゃんとせんかいと、こういうお叱りだと思えるんですが、こういったことが出たことについて、どういうふうにお感じですか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） きょうも、区長方もお見えですけども、それらのことについては、本当に真摯に受けとめさせていただいております。

今度の、こうしたことについては、大きい、あるいは小さいにかかわらず、いろんな場面でいろんなことがあろうかと思えます。やはり今までのやり方を、やはり見直していく、また、その中できちっとした、法令が変わるごとにいろいろな気づきをしていく必要がある、そうしたことを、やはりもう少し真剣に課員も含め、全体で考えていく必要があるんではないかなというふうに思っておりますし、それらに対しての厳しいおきゅうを据えていただいているんだというふうに受けとめさせていただいて、何とか、あれに応えられるような方向へ進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 今田議員。

17番（今田博文） 今後の防止策、二度と、こういうことがないようにというのは、それはもう当然のことです。そうして、行政一丸となって二度と、こういうことがないように、今後は取り組んでいただく、それは当然のことだというふうに思っています。

町長、先ほどからお話を聞いてます、提案の中でもありました。信頼を損なう重大な事案であると、こういう言葉をおっしゃっているんですね。その信頼を損なうような重大な事案にしては、非常に責任のとり方、少ないんじゃないかと。15%とありますけれども、この議案書には5%カットも、これは財政厳しいからですよ。我々もやってます、町長もそうです。これを含めて15%、当然そうなるんですが、いうことは10%、3カ月、この事件に関しては、そういうふうなことになるんですね。これは非常に町長がおっしゃっている信頼を損なう重大な事案にしては、非常に物足りない、先ほど言いましたように、心に響くような、気持ちに訴えるような、そういう処分がないから、こうなんですよ。

例えば、これ50%、3カ月、町長が提案されたとしましょう。私は賛成します。それぐらい

思い切ってやられるべきだというふうに思っています。時間がきましたので終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 3 番、井田議員。

1 3 番（井田義之） それでは、私のほうから2、3質問をさせていただきたいというふうに思いますが、質問に入ります前に、私自身、前にも申し上げましたように、不納欠損なり決算の審議のときに、常にもっとちゃんとできないのかということを行いながら、この件についての不納欠損が、このように進んでおるということを目落としをしておいたことについては、私自身、質問をしながらおわびをしておきたいなということが、まず一つ。

それから、先ほど、家城議員、今田議員が質問をされました。この後、一般質問の中で小林議員と宮崎議員が質問されますので、細かいことについてはあまり触れないような質問をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

まず一つ、先ほど専決処分の問題が出ましたね。専決処分に、なぜしたか、家城議員も今田議員も言われました。前にも私、何回か申し上げましたように、専決処分というのは、議会で否決をしても通ってしまうという、重大案件については、臨時議会を開くなり、何らかの方法をとって、必ず提案をしていただきたいという願いをいたしました。

今回の法令改正で、今、今田議員、言われましたけれども、ただ、議会の意思決定の重要性を考慮して、例えば否決されたときですね。速やかに必要と認める処置を講じ、その旨を議会に報告をしなければならないということで、否決したことにはなりません。恐らく不賛成の人も多いと思いますけれども、否決したことにはなりません。

専決処分というのは、そういう誰も見ても、この案件については専決処分でも仕方ないでしょうという案件を提案をされるのが筋だということを私は再三、この席でも申し上げてきました。なぜ今回、いとまがなかったとか、急ぎだとかということで専決処分が出されたのか、再度お尋ねをいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、記者発表をさせていただいたのが7月5日ということでございますので、それより前に、やはり当然、記者発表をするということは、この件に関しての起承転結まで求められるということだと思います。

そうした中で、やはり、この時期におわびをすると、そのおわびの責任の、先ほどとり方というお言葉が出ておりますけれども、それらも含めて、きちっと皆さんにご報告することのほうが誠意があるのではないかという思いでしたので、そのタイミングとして、今回、そうした時期に、ほかの専決とあわせて、この6月の議会中に、ご報告ができませんでしたので、その中で専決をさせていただいたということでございます。

特に、そのほかにはございません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 過日の、8月の町報では、既に町長の処分についても出とるわけですね。議会も通さない間に、町民宛てに、そのことを知らせて、そして、先ほど今田議員が言われるように、重要な案件であるという認識があるんですか。私には、なかったように思えるんです。重大な案件であれば、当然、私が言うておりますように、何回も、ここは与謝野町の最高議決機関です。

それを後で報告、いわゆる専決処分で言うたら、報告で済ませるということです。町民の皆さんに先に知らせて、議会は後追いで結構なんだということについては、やはり私は議会軽視という言葉が妥当かどうかはわかりませんが、私自身は不信感を持ちます。その点については、いかがな答弁がいただけますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 議会に諮るということも必要だという意味で、本会議ではありませんでしたけれども、全協の中では議員の皆さんには説明をさせていただいたというふうに記憶をいたしております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） このことについて、私自身は、先ほども言いましたように納得ができないということを再度、申し上げておきます。

そこで改めてお尋ねいたしますが、岩滝での町政懇談会のときに岩滝の町民の方から下水道の、この不納欠損の問題は大きな問題ですと、きょう議題にすることはできませんかという質問がありました。その中で、これは副町長だったと思うんですが、この問題については旧町時代のことであって、新町になってからのことについてはというような、曖昧な返事をされたように思うんですが、私は旧町の件であっても、この町報にも書いていただいておりますように、不納欠損の時効を延期する処置をとらなかったことが最大の原因であるということは町報にも書かれております。だとすると、平成18年以降の不納欠損処理の今、町報にも出ておりますし、提案をされる部分については、新町になってからの責任のほうが重いのではないかというふうに思いますけれども、この点についてはいかがですか。

議 長（赤松孝一） 30分まで休憩します。

（休憩 午前11時22分）

（再開 午前11時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、議会を再開いたします。

答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 私の発言についてでありますので、私のほうから申し上げたいと思いますが、詳細に議事録をとってるわけじゃないんで、言うた言わへんの話もあるのかもしれませんが、私の記憶は8月10日に町報が出ます。そのときに、これまで商業新聞なんかに出とるデータじゃなくて、もっと詳しいデータが出ますので、それをごらんになった上で、また、ご意見はお聞かせいただきたいと思いますということを申し上げたのと、きょうはテーマを絞って、町政懇談会をしておりますので、その問題については、また別な機会にということをお願いしました。

その2点は、私は覚えておりますけれども、それからもう1点、議員ご指摘の、そんなこと、私が言うたという記憶はないんですけども、確かに今回、5年間の消滅時効を迎えております中身は、旧町時代に賦課したものであります。既に合併前に、すなわち旧町時代に時効が完成したのもあれば、新町になってから賦課は旧町時代で、時効完成が新町になってから、もちろんこれもあります。いずれにしても、今回の2,600万円余りは、賦課については、全て旧町時代の賦課ということは、はっきりしておりますけれども、さっき申し上げましたように、議員がご

指摘された内容はそのとおりでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 副町長が言うた、言われぬということについては、また、議事録、テープ等を起こしていただきながら、私の言っておったことが間違いであるかどうか、聞いていただけたらありがたいというふうに思いますし、これを見ておりましたも、新町になってからのもんが、結構多いんですね。先ほど言いました、その消滅時効の延期の話をしなかったということ。

それから、旧町、旧町と言われますけれども、太田町長は野田川時代にトップでおられたわけですね。当然、野田川の分が今、一番多いわけですね、この数字を見る限りにおいて、やはりそのことについて、新町になってからの云々だとかいうことは、それはやっぱり町民の皆さんにとって、通るか通らないか、なかなか理解がしにくいん違うかなというふうに思います。やはり旧町時代から、このことがわからなくて、知らなくてきょうまで来たわけですね。だからやっぱり、その知らなかったというのが、私は先ほど、冒頭に謝りましたように、知らなかったことについて、また、わからなかったことについて恥ずかしいことだということで申し上げました。やはりそういう意味からしても、やっぱり町長も同じように、やっぱりそのことについては十分認識をしていただく必要があるというふうに思いますけれども、旧町の時代のトップであったという町長の言葉は出てこんのですけれども、その件についても、ここでちょっと町長の気持ちを聞かせていただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりで、先ほど来、申しておりますように、それこそ旧町時代、もっと言えば議員のときも含めてかもわかりませんが、やはり今まで、それらのことについて知らなかった、気がつかなかった。特にその預かってさせていただいてからも、それに気がつかなかったということについては、非常に恥ずかしく、また、本当に申しわけないというふうに思っております。

ですから、旧町のときのことやからとか、そういうことには関係ありません。だから、言いましたように、職員も旧町からのもんも、みんなおるわけですから、それらについて、やはりもう少しきちっと、それらについて気づくものも、また、自分自身も、また、事務的な中で何ら気づかなかったということについては、大変恥ずかしいことだというふうに思いますし、そのことについては、おわびを申し上げたい。ですから、そんな区別をするということではなしに、それらについては本当に申しわけないというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） そういう意味からすると、先ほど、今田議員が言われた報酬カットがあまりにも少ないのではないかなという議論になってくるんだらうというふうに思います。それは、私も今田議員に同感する部分があるということだけ申し上げておきます。

それから、あと岩滝での1件、あと1件ですけれども、岩滝で、先ほど言いました最重要な問題、一番最初に町長から説明があったぐらいのことでは済ませる問題ではないでしょうという意見が町民の方から出ました。

その席で、要望がありましたのは、彼らから要望がありましたのは、これについての、いわゆる下水道処理の不納欠損の問題について、改めて説明会が開催してほしいという強い要望が出さ



れました。これは町長も副町長もしっかりと覚えておられるだろうというふうに思いますけれども、これに対する対処はなされましたか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 議員がおっしゃってますのと、私が今、頭の中で思っていることが、同じ方からの話なのかどうかはわかりませんが、私も終わってから、町政懇談会が終わった後、会場で、そういったお話をされた区長さんがおられましたので、さっき申し上げたように町政懇談会では、下水の問題は、ご意見を言っていたり、お聞かせいただくことはできませんでしたが、ほかの機会、例えば下水道課に話をさせていただくとか、ほかの方法で、そういったことは幾らでも方法はあると思いますということを申し上げました。その後、その方が、そういった申し出をされたのかどうか、私は承知をいたしておりませんが、町のほうから、いついつこういう段取りで設営しますというお話ではないと思いますので、先方さんから、そういうお話があったかどうかは承知をいたしていません。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 岩滝での町政懇談会というのは公の席です。その後、個人的に話されたかどうかは、私にはわかりません。公の席で要望が出た以上は、やはり公の席でしっかりと出席者の皆さんの前で、やっぱりそのことについては言うておいてほしかったなというふうに私は思います。

それから、あと1点ですけどもね、町政懇談会を行うということで銘打ってやられたわけですね。その内容については、今回は子ども子育てに限ってやりたいということでした。だけど、やっぱり言われた方は町政懇談会ということであれば、急遽、重大案件が発生したときには、その部分も当然、議題としてというのか、質問させていただいてもいいんじゃないかなというつもりではなかったかなというふうに私自身は感じましたので、そのことを、やはりこれから町政懇談会を実施されるときに、やっぱりこの問題が重大かどうかということについては、十分に協議をしていただきながら、対応をされるのがいいんじゃないかなというふうに思います。

町長、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私の記憶も定かではないんですけども、たしかそのときに、そういう質問されましたときに、下水道課のほうも出前講座のような形で、町政懇談会というような形にはならなくても、申し出がありましたら行かせていただきますということは申し上げましたので、その後どういうふうになったのか、ちょっとその辺については承知をいたしていませんけれども、決して拒否をしたとか、そういうことではなしに、やはり町報を見ていただいて、具体的に数字をきっちり見ていただきながら、やっぱりご説明させていただくが一番誤解がないのではなかろうかというふうな思いもありましたので、そのようなお答えをさせていただいたというふうに思っております。

それから、確かに町政懇談会全般にわたってということもあれでしたけれども、今回は特に子供たちの将来を担います、そうした子ども子育て会議計画を立てていくような、非常にタイトな中での大事なことです。やはりそれらを中心にお聞かせいただきたいということで、別の場面での対応をお願いしたということでございます。

今後につきましても、やはりそのときそのときのタイムリーな課題とか、そういうものもある

うかと思えます。全般にわたってするときもあれば、テーマを決めてするときもありますし、そらは住民の皆さん方の思いや、我々の思いの中で決めていくべきではないかなと、こうあらねばならないということでもないでしょうし、年1回だけということでもないでしょうし、それらは柔軟に考えさせていただいたらいんじゃないかなというふうには思っております。

1 3 番（井田義之） 終わります。

議 長（赤松孝一） 1 4 番、糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） それでは、2、3点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

私まだ監査委員の一員でございますので、大変質問がしにくいんでございますけれども、私も一議員として、この議案に対しての、やはり自分自身の態度を明確にするためにですね、質疑をさせていただきたいなというふうに思っております。

2、3点、若干疑義がございますので、質問をさせていただきます。まず、この提案理由の中にですね、その責任を明確にするためと、こういうことが書かれております。その責任とは具体的に、どのようにお感じになっておられるのか、まずお尋ねしておきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回の件につきましては、割合長い年月の中での話でもございますし、本当に早くに気づいていれば、こうしたことがなかったということでもございます。そうした中で、誰もが、それらのことについて気がつかなかったと、議員さんのご指摘で、初めてわかったということについて、本当に恥ずかしいことですし、それらに対する責任を、やはり重くは感じております。

先ほど、重いか軽いか、いろいろなご意見がございましたけれども、私としては、やはり長い年月にわたる旧町からの分でもありますし、そうした意味で、今を預かるトップの私どもがきちっと責任を果たす一つの方法として、今回の減給ということの一つの証とさせていただきたいという意味で、今回、専決をさせていただいたことを提案させていただいているということでもございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、お尋ねしておりますと、長い月日の間に、こういうことができたこと、町としてですね、町長として、やっぱり町職員を束ねる、そういった責任といたしますか、そういったことですね、いわゆる監督責任を怠ったというふうなことに私、今、とれたんですけども、副町長、町長、そういう責任のとり方として、今回の処分をされたということで確認をさせていただいたらよろしいんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのとおりでございます。

ただ、町民の皆さんに関しては、そのことによって、全てがお許しいただけるといいますか、そうしたことにはならないと思えます。それから先の、やはり結果について、やはりもっと真剣に、真摯に、これらのことも含めてやっていく必要があるというふうに認識をしております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） そうすると、今回の100分の10プラス5%で100分の15なんですけど、監督責任ということで、今、理解を、一応そういう受けとめ方をさせていただきました。

先ほどのですね、今田議員の質問の中で、今回の処分が甘いというふうな質問の中で、町長答弁の中でです、今回の、この事案については、法を犯すものではなかったと、したがって、今回の、この自分たちのですね、町長、副町長の処分は、これで適当なんだと、適当という言葉はどうか、わかりませんが、そういう表現があったというふうに思っております。法を犯すものではなかったと。しからばですね、お尋ねしたいんですが、地方自治法240条の2項の責任は、どのように感じておられるのか、お伺いしておきたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 法を犯すものではなかったというのは、その前段に、ほかの事案の話が出てましたので、それにひっかかったといえますか、それが頭に残ってて、そういう話をさせていただいたんですけども、今回、これについては、地方自治法に決められたとおり、やっていなかったということについては、これは法を犯したというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 今、法を犯すものであったというふうに訂正があったわけですが、自治法240条にも、前にも申し上げたと思うんですが、これは町の責任が、いわゆる首長の責任がですね、この項でうたってあるわけです。長は債権保全のためにですね、強制執行、あるいは督促等ですね、保全に適正な措置をとりなさいという法律なんです。これを完全に違反しておるわけなんで、今回の問題については、

したがって、これが重い、軽いというのはですね、我々が判断すればいいわけなんですけど、こういった法を犯す行為があったということに対する処分としてはですね、私は今回の処分はいかなものかなというふうに思わざるを得ません。

その辺は、重い、軽いについてはですね、水かけ論になりますので、これ以上、私、申し上げませんが、そういったものを勘案すればですね、今回の措置が適正であったかどうかということは、おのずから議員の皆さんもわかっていたいただけるんかなというふうに、私は感じております。

それからですね、今回、100分の15という提案でございますが、これは、ことしの予算編成時でのですね、いわゆる町民に痛みを分かち合うと、痛みを与えるということで、町職員も特別職も議員も、それぞれ給与を減額しましょうということでの5%なんですよね、我々も5%。処分は10%なんですよね、こういう15%ということについて、あたかも15%が処分の対象だというふうな誤解を招きかねる。私はこれは別々にすべきだと。賃金カットは賃金カット、処分は処分ということでですね、私は合算すべきではないというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回、提案させていただいているのが、専決処分の承認を求めることについてということですので、特別職の職員の給与、報酬等に関する、この一部を改正するというので、ゼロのものを5%足す、10%で15%だということ、提案説明の中で、もう少し詳しく申し上げたらよかったかと思えますけれども、この条例の一部を改正する中身としては、これが10%、これが5%なんていることにはなりませんので、15%ということ、提案をさせていただいているということでございます。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 5%と10%、15%、これはわかるんですよ。だけど、これを提案説明の中でね、これは今回の下水道の不祥事に基づいて提案するとなっておるんですよ。それで15%となっておるんです。これちょっとおかしいん違いますか。私はおかしいと思いますよ。5%は関係ないわけですから。ですから、これは方法があると思うんです。附則に追加すればいいわけですから、だから、この12項、すなわち附則の12項ですか、これは一般のカットの5%でしょう。これにかかわらず15%ということになっておるんですから、これを生かしたらいいわけですよ。そういうことはできないんですか。総務課長、そういう技術的なものはできないんですか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま10%、15%、いわゆる今回の処分と年度当初から行ってまいりました5%が混同されて、わかりにくいんじゃないかと、今回の処分に対する考えがということでございます。これは、附則でやっておりますので、100分の15ということはお許しがいただきたいと思いますが、提案説明の中で、やはりもう少し丁寧に、いわゆる5%は4月から行っております独自のカットと、それから、町長の10%、副町長の5%につきましては、今回の事件に関する、事件と申しますか、それに関する処分という、提案説明の中で丁寧に、ご説明がなかったということでご了解がいただきたいというふうに思っております。

それから、この件につきましては、5%は1年間でございます。それから今回は3カ月間と、7月から9月ということもございまして、この議案上の表記につきましては、このスタイルでご理解がいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） あのね、これを見たときにね、前、プレス発表は10%だったでしょう。今度は15%になっておるんですよ。やっぱり責任を感じられて5%上積みされたかなと、こういう感覚になるんですよ、それは。けどね、そういう誤解を招く恐れがあるんですよ、この提案の中では。だから、ここが私は、それを別として、附則に上げるということにすればいいんじゃないかなと。だから、あえて5%足す必要があるんですか。私は10%でいいと思いますよ。その辺は、まあもうよろしいわ、そこら辺は。私は、そのように思っておりますので、質問をさせていただきます。以上で終わります。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 答弁は要らないというお話でしたけども、繰り返しになるかもしれませんが、今回の議案につきましては、議案書の3ページにありますように、附則に次の1項を加えるということで、附則の14項で、町長等の給料月額、平成25年7月1日から9月30日までの間、この3カ月間ですね、第4条及び附則第12項の規定にかかわらず云々ということで、こういうたい方をいたしております。したがって、12項の規定にもかかわらずということと、7、8、9の3カ月間の間だけですよという断りをして、この附則14項を掲げております。

確かに紛らわしいというお話がございましたけれども、条例とか議案の仕方、提案の仕方、職員が、それぞれ関係先で研修を積んでおりますので、こういった提案の仕方になるのかというふうに、私は思っております。

議 長（赤松孝一） 質疑はございませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは、特別職の職員の給与及び報酬等の条例改正について質問します。

まず、この件について、野田川地区の区長会からアピールが出されております。その中で、2項目に議会には議会のチェック機能の強化を求めるということで書いていただいています。改めて、この問題について区長会から指摘をされたということを私自身も真摯に受けとめてですね、引き続き議員として、議会としてチェック機能を強化する必要があるというふうに思っています。

この点については、先ほどの答弁でもありましたが、この問題は前から全員協議会で説明を受けて、その中で議会としてのチェック機能も弱かったということで、こういうことが二度とないようにということで、議会としてのチェック機能を果たしていこうということで、各常任委員会で、それぞれの所管について、この問題含め、ほかにも同じような問題がないのかどうか、こういうことを総点検しようという取り組みを議会としてはしてきました。

前回の議会の委員会報告で、そういう中で、委員会の中で明らかになった問題を報告したという経過もあります。そういう取り組みはしてきていますが、それ以上に今後、もっと求めるという意味だろうということで真摯に受けとめています。

さらに1項です、関係者の責任のとり方の再考を求めるという、この分については行政側に対する、そういう問題として書かれているのだろうというふうに思っています。この中身が、今回の減給の額、あるいは責任の問題等の問題も含まれているんだろうとは思いますが、私はですね、そういう問題だけではなくて、こういうことで、減給で責任が、行政としては責任がとれたと、こういう姿勢ではなくてですね、この問題は、もちろんそうですが、ほかの点について、さらに今後の行政のあり方について、どのように責任をとるのかと、その再考を求めるということがですね、それ以上に大きなものとして突きつけられているのではないかとというふうに私は思っています。そういう点で質問をさせていただきます。

まず、先ほどから、いろいろと言われているわけですが、1点としてですね、我々議員、私だけかも知れませんが、この専決処分の提案説明を受けて、非常に違和感を覚えるのは、先ほど答弁でありましたが、この問題は議会本会議に提案されている、関係する議案としては、初めてではないかと思うんですね。全協でいろいろと議会に十分説明されてきて、取り組み経過、説明されていますので、議会には十分な説明を今までからしてきて、取り組みの内容も、行政の取り組みの内容も報告をし、そして今後、二度とないようということも議会には報告されている、委員会でもお聞きしました。

しかし、本会議では先ほどありましたが、こういう形で町民に対してテレビが映っている中で行政として本会議で、この問題についての提案をされ、報告されたというのは初めてではないかと思っているんですが、それにしてはですね、非常に先ほどから出ているような点はですね、改めて、この問題が、なぜ起こり、どのようなことをしてきて、どのように、こういうことが、再発防止ということが冒頭に説明がなかったという点がですね、違和感があるなということだろうというふうに思います。

そういう点で、議会本来のあり方、地方自治法のあり方、もう一度、この点についても立ち返って、そういうことが、もしあるのなら、今後、改めるべきところは改めていただく必要がある

のではないかというふうに思っているわけですが、この点について、町長、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） もうおっしゃるとおりだと思います。違和感を感じるという点については、具体的に、きちっと本会議の中で報告を、まださせていただいてないというふうには思っておりますので、それらについては、少し我々の今回、出させていただいた責任といいますか、減給の件について、条例として、ぽんと出ておりますけれども、その中身についてのきちとした説明については、一般質問にもございますので、そうした中でもきちっと報告をさせていただかなきゃならないかなと思っておりますのと。

決算の中でも当然、出てくるというふうに思いますので、そうした中でも回答をさせていただく、きちとした説明をさせていただく必要があるかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 本格的には、この決算がですね、その議会の審議としては対象だということで、本来そこでするべきですが、先に、これが出たということで、今みたいなことか起きているというふうに私は思っています。その点はですね、そういうことをしっかりと把握しながら、議会に対する行政側の対応はさせていただく必要があるということ指摘をしておきたいと思えます。

それからですね、2点目にですね、先ほどから言ってますように、議会としても調査をして、改めて、例えば、私のところで言えば、文教厚生常任委員会として調査した中で、2点こういう新たな問題を、報告を受けたと、この改善策を聞いたということも聞きました。行政マンとして、あるいは行政のトップとして、こういうことがわからなかった。これは私、議員としても同じ責任を感じていますが、こういう問題について二度とないようという、こういう点での責任のとり方のしっかりとした、まとまった報告を議会にさせていただく、このことが必要だと思いますが、もう1点、この区長会からのアピールにあります、町民の不公平感を払拭することができず、納得が得られないという、この文章があります。この点についてはですね、いわゆる今回の減給処分、これだけで、こういう町民の不公平感が払拭できるという、こういうことにはならない内容の問題、今、もう一つは有吉委員長が報告されました、職員の不正の問題を特別委員会ですべてやっておりますが、それとは意味の違う、この不公平感が、町民の中で感が生まれてですね、これが、この減給処分ですら払拭できる、こういうことにはならないという指摘はですね、私も、そのとおりだと思うんですね。ですから、ここに書かれている責任のとり方の再考の中身の一番大きなものが、これだけではなくて、この町民からの、この不公平感という町への信頼をなくすという問題、これについて、今後どのような責任をとっていくのか、解決に向けて行政として取り組むのか、この姿勢を明確に打ち出すということが本来、必要だろうと、今回の、この専決処分を出されるときに、そういうことが当然、必要だろうというふうに私は受けとめます。この区長会からのアピールが、きょうの議会の前に出されたわけですから、それ以上に、この区長会という思い、このアピールですから、それを受けての、そういうことが必要だったのではないかというふうには思っていますが、この点については、どのようにお考えでしょうか

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 私の、先ほどから心に響かないというようなお話があったりしてるんですけど、このことにつきましては、確かに、そうした責任のとり方の一つの方法として、それぞれ減給を

すると、あるいは懲罰を与えるということになろうかと思えますけれども、それより以上に、先ほど来申し上げてますように、町民の皆さんからの、そうした不公平感を、どう払拭していくかということについては、大変大きな問題だというふうに感じてますし、また、そういう受けとめをしております。

このことについては、今ここで具体的に、こうということはなかなか、アピール文もいただいた中でのことはできない。ある意味、長い年月をかけての、そういう信頼回復を取り組むべく必要がありますし、その取り組んでいく、そういう方法と申しますか、具体的な歩みと申しますか、そうした手順を、やはり真剣に、みんなと討議をして考えていく必要があるというふうに思っております。

当面の問題につきましては、町の中で、それらについて一定の方向性は出しましたけれども、この問題に限らず、いろんな面について、職員の、そうした能力をアップをする、また、新たな気づきをどうつくっていくか、そしてまた、一丸となって協働で物事ができる、そうした環境を、職員の環境をどうしていくか、そして対住民の方たちに、それをどう伝えていくか、また、そうしたものをどう受けとめてやっていくかということは、非常に大きな課題であろうかというふうに思っております。それらについては、それぞれの場面におきまして一定の道筋なりを述べさせていただきますというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 議員の質問に対してですね、いろんな問題を答弁されてですね、そして、見ておられる方がいろいろとわかってくるということはあったと思うんですが、それは本来、そうではなくて、最初に町として提案説明の中で、どういう問題が起こり、どういう取り組みをしてきた、先ほど言ったようなことを、議員から指摘されて言うのではなくて、積極的に、そういう姿勢を表明していくことが、町民の、この不公平感という、大変な思いを抱かれた、こういうものに対する取り組みの一つにもなるだろうというふうに思っていました。

全協の中でも言いましたが、あらゆる場面で、このことをしっかりと伝えて、そして、町民と意見を交換する、こういう取り組みが必要ではないか、それぐらい大きな、重大な問題ではないかということも述べました。

先ほどの、そういう点では、答弁、聞いていますと、先ほどの答弁の内容では、私は、まだ弱いのではないかと、こういう町民の不公平感を払拭するという、そういう意味では町民からというのではなくて、行政から積極的に町民に、こういうことを説明していく、こういう姿勢は必要ではないかと、これだけ大事な問題であればというふうに思っています。

さらにですね、いわゆる旧野田川町時代から、全協でも言いましたが、こういう不納欠損についてはですね、できるだけ出さないようにというのが基本で進められてきた、そういう経過の中で、こういうことが生まれているのではないかと、私は責任を感じています。そういう点では、こういう不納欠損の制度、法の制度もしっかり、そういう中で説明し、町民が、こういう内容をしっかりと理解していただいた上で、しっかりと納税責任、納税をしていただく、こういう意識を高めていただく、この取り組みにもなるし、しなければならぬというふうに思っています。こういう点について最後にお聞きして、質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおりだと思います。そこまで、まだまだいってません。それも事実でございます。

それらのことも含めて、もう少し早い対応ができるように、庁舎の中でも、もう一度練り上げたいというふうに思います。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8 番、浪江議員。

すみませんでした。まず、本案に対する反対意見の発言を許します。ございますか。

8 番、浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、議案第71号に対しまして、反対の立場から討論をさせていただきます。

理由は、大まかに分けて一つですけれども、まず、町民の方々の理解が得られないということでございます。この間、いろいろな方にお会いしましたが、やはり町民の方々は非常に厳しい意見で話されております。中には、もう弁償してもらったらどうだと、これぐらいの厳しい意見もございました。

それから、あわせて、先ほどもありましたけれども、野田川の区長会のほうより、与謝野町へのアピールという形で訴え文が出ております。内容も先ほど出ておりましたけれども、その一つには関係者の責任のとり方の再考を求めると、こういった文がございます。この区長会の訴えには非常に重いものがありますし、重く受けとめなければなりません。行政のトップの責任のとり方を、もう一度考え直していただくことを求めまして、反対の討論とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 次に、本案に対する反対意見の発言を許します。

15 番、勢簀議員。

15 番（勢簀 毅） 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて不承認、反対の立場で討論いたします。

私が反対をしますのは、町の声を書きますと、どなたもいろんな意見がありましたけれども、この処分では幕引きはだめだと、このことがですね、圧倒的に多い。その上に町長、副町長の指導や監督についてですね、その後、気になることについて申し上げておきたいと思っております。

一つは、町の広報の8月号で、この事件についての経過が報道をされました。これの9ページから10ページにかけて、水道受益者負担金等の不納欠損処分についてのおわびと詳細説明が発表されております。これは経過の説明とおわびでなければならないと思うんですが、気になるのは、この9ページについては、上段に報告が出ておりますが、この最後に、今後は、このような事態が発生しないように、徴収体制の見直し、滞納整理の一層の厳格化に努め、町民の皆



様の信頼回復を図るべく全力を尽くしてまいると、このような記述になっております。

また10ページでは、一番終わりの部分、今後の対応のところですね、これら手を尽くしても、なお納付されないもの、このものという意味がわからんですが、ものについては町税等と連携して差し押さえも行っていかなければならないと考えている。このように書かれていますが、何かですね、町民の人から、私のところにありますのは、どうも町は恫喝してるんかなと、こういう意見もございましてですね、このことを申し上げたい。

今回の件はですね、町民の側には、私は何ら落ち度はないと、こういうふうに思っております、やはりきちっと謝罪をする立場で、説明をしていただく必要があるなということでございます。

それから、二つ目は、過日の産業建設常任委員会で受益者分担金の消滅時効管理について、詳細な資料をいただきました。大変な労力を投じて、担当課にはいただいたと思っておりますけれども、特に旧町時代からの分担金について、平成13年度や平成14年度分等で、平成25年3月から4月の段階で10人余りの対象者に督促状を發布をしてですね、時効中断の措置をしたと、こういう説明を受けました。しかし、これをよくよく考えてみますと、本来、督促状を出す根拠は、本町の場合、財務規則第53条で収入命令権者は収入金が納期限に納入されないときは、法第231条の3第1項、または施行令の第171条の規定によりまして、当該納税義務者に対して当該納期限後30日以内に督促状を発しなければならぬと、このように定められております。それを今回の件のように、この事件を奇禍として、これまで督促状を出していなかったと、数年たってからですね、督促状を出す。こうなりますと、判例では有効だという判例もあると、こういう説明でしたが、私は全く、このように督促をしていなかったケースと同じなのかなと、こういうふうに思いましたですね、担当課は督促について十分認識をしていながら、その法律や条例どおりにはやっていたのではないかなと、こういうふうに思うわけです。

これはですね、督促状というよりも催告書の機能しか持たないと、したがって、これが訴訟になりますと私は、これは町が負けるのではないかなと、こういうふうに思っておるわけでございます。

それから、3番目には担当課の説明を受けました感じは、未納の人に対して全く足が運べていない。そら忙しかったことはあるでしょう。そら下水道を拡大していかんなん。そういう時期ではあったと思うんですが、そういう住民と接することが、全く欠落していたのではないかなと、例えば、その中では、京都地方税機構の話として、税金は納めるものだから、当然、本人が持ってくるのが当たり前なんですよと、こういうお話もございまして。こちらからお願いして払ってもらおうと、そういう話が出たわけですが、税の場合は、国家を背景にした、そういったシステムができ上がっておりますんで、それは問題ないわけで、ほかで債権を管理しているところは、電話であるとか訪問でありますか、文書督促をしながら債権の回収方法を検討して、場合によっては法的な対応が必要だと、そういうことも、私はあるかと思っておりますけど、やはり相手の方の家庭環境を聞きながら相談をしていた。ここが、私は非常に重要だと、こういうふうに思っておりますですね、どうも非常に重要な住民の方との接するという部分が、全く欠落しているんじゃないかなと、こういうふうに思えて非常に気になっておるところでございます。

私は、当初記者会見の様子や、これまでの問題の起きた状況、また、今までの、こういった処

分もございました、それから見たら最初は、これはもう是と、こういうふうに思っておりましたけれども、改めてその後、いろいろと担当課とやりとりをし、いろいろお話を聞いておりますと、やはり町長や副町長の指導や気持ちが十分下へ伝わっていないなど、このように感じまして現段階での、この専決処分についてはですね、不承認とさせていただきますと、こういうことを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） 反対でいいんですか。

議長（赤松孝一） どちらでも結構です。賛成ですか。

1 2 番（多田正成） 反対。

議長（赤松孝一） それでは、反対の発言を許します。

1 2 番（多田正成） それでは、この一連の案件につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。いろいろと調査を、きょうまでにさせていただいた中で、やはり、先ほど野村議員が言われました、本当の意味での、今回の町長の処分については、結果的に、最後そうなったということであるなら、私はいいんですが、それまでに、先ほど野村議員が、それまでの原因を明確に出して、町民に訴えるべきではないかなと、ただ、言葉的にですね、二度と、こういうことのないよというものが事例かもわかりませんが、そういったことは、どこの新聞紙上でも、そういった形で謝っておられます。それはそれで仕方がないことかもわかりませんが、調査の結果の中で、こういったことが問題ではないかなということが感じましたので、それを報告して反対の言葉といたします。

各担当課の横の連携がないと感じた。本部会が合併どきからあるが、税の徴収のみで、ほかの料金は議論されていないと感じています。税務課は町税のみで税機構に回るため、ほかの料金は担当外になっている。会計室は、調定に対し収納額、未納額を管理、担当課へ、要するにシステムで通知をするだけ、調定額が収納できない厳しさを指摘、監督するものがないと感じております。

各担当課の情報共有は、地方税法、平成19年4月に緩和され、制約の範囲が情報共有は、平成19年4月に緩和された制約の範囲で、情報の共有はできたということであります。したがって、法的認識の欠如かと思えます。チェック機関の議会議員の法的認識、行政業務の認識の欠如、これも、私も議員をさせていただいておまして、強く感じております。

以上のようなことですが、一番大事なことは、職員として一番大事なことは、財務規定の中に財務規定第53条1項に、期限後30日以内に督促をする。徴収事務第75条3項、都市計画法によって徴収、または自治法236条の第4項で5年間で時効消滅するということがうたわれております。やはりここら辺が認識の欠如ではなかったかなというふうに思って、大変町民の血税を預かる者として、議会も含めて、この辺が問題ではなかったかなという思いで、反対の討論とさせていただきます。

議長（赤松孝一） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第71号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(赤松孝一) はい、ありがとうございます。着席してください。

賛成少数であります。

よって、議案第71号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について)は、原案を承認しないことに決定しました。

それでは、ここで休憩いたします。

ちょっと食い込みましたが13時45分で休憩いたします。

(休憩 午後 0時25分)

(再開 午後 1時46分)

議長(赤松孝一) それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第5 議案第72号 与謝野町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第72号 与謝野町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に交付、平成25年4月1日から施行されております。同法による改正のうち、一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日に、それぞれ交付され、これに伴い与謝野町税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長(赤松孝一) 植田税務課長。

税務課長(植田弘志) それでは、議案第72号 与謝野町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、本年4月1日から施行されています地方税法の改正のうち、個人住民税の年金特別徴収制度の見直しを図るため、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が本年6月12日に、それぞれ交付されたことに伴い、行うものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明申し上げます。資料の与謝野町税条例新旧対照表をごらんください。2ページのところになります。まず、47条の2は、納税義務者が市町村の区域外に転出した場合も、特別徴収を継続することとする法令改正に伴うもので、特別徴収対象の年金所得者の除外規定の見直しを行うものでございます。47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しを行うものでございます。

附則第7条の4は、後でご説明申し上げます附則第19条の2の規定が改められたことに伴い、引用条項を追加するものでございます。

附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

附則第19条は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

附則第19条の2は、さきに申しあげました附則第19条と関連しますが、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、本規定を新設するもので、これにより附則第7条の4中の引用条項の改正も行っているところでございます。なお、本改正前の旧附則第19条の2につきましては、法改正によるものではありませんが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、削除しているところで、同様の理由によりまして、附則第19条の4、19条の5、19条の6、20条、20条の3及び20条の5につきましても、全体を見直し、削除しているところでございます。附則第20条の2につきましては、さきに20条を削除していることから、規定を繰り上げて20条とするものでございます。

附則第20条の4につきましては、条約適用配当等に係る分離課税につきまして、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴い、所要の改正を行うものですが、これにつきましても規定の繰り上げ20条の2とするものでございます。

最後に施行期日につきましては、第47条の2及び第47条の5に関する規定及び附則第2条第2項の規定は、平成28年10月1日とし、附則第7条の4から第20条の5に関する規定及び附則第2条、第3項の規定は、平成29年1月1日、また、附則第2条第1項の規定につきましては、平成28年1月1日といたしております。

以上、簡単にご説明申しあげましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案については、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第6 議案第73号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長（太田貴美） 議案第73号 与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布、平成25年4月1日から施行されております。同法による改正のうち、一部のものについて地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に、それぞれ公布され、これに伴い与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議案第73号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は本年4月1日から施行されています地方税法の改正のうち、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部改正が、本年6月12日に、それぞれ公布されたことに伴うものでござ

います。

資料24ページの新旧対照表でご説明申し上げさせていただきます。具体的内容について、説明させていただきます。附則第10項は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、附則第13項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されたことに伴い所要の改正を行うものです。

次に、附則第14項は、さきに申し上げました附則第13項と関連しますが、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴い、本規定を新設するものです。なお、本改正前の旧附則第15号については、法改正によるものではありませんが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の正確を踏まえ削除しているもので、同様の理由により旧附則第16項、第18項、第22項についても削除しているものです。この附則の削除に伴い附則第17項については第15項に、第19項については第16項に、第20項については17項に繰り上げるものです。

附則第21項については、条約適用配当等に係る分離課税について特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴い、所要の改正を行うものですが、これにつきましても規定を繰り上げ、第18項とするものです。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第74号 半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第74号 半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、平成25年3月30日に公布、平成25年4月1日から施行され、改正後の地域指定の要件である半島の振興を促進するための与謝野町における産業の振興計画を関係省庁へ提出していたところですが、平成25年8月2日付、本省令の対象地域としての指定告示を受けました。これに伴い半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 議案第74号 半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の詳細説明を申し上げます。

本条例は、本町の区域が半島振興法の規定により半島振興対策実施地域として指定されたこと

に伴い、半島振興法第17条の地方税不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に基づき、与謝野町税条例の特例を定めるもので、特例措置として製造の事業の用に供する設備を新設、または増設したもので、一定の要件を満たすものについて3年度分の固定資産税の不均一課税を行うものでございます。

そこで、本年4月1日に施行されました半島振興法第17条の地方税不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令におきまして、従来、本町では対象業種から外れていました旅館業が加わったこと及び対象資産の取得価格と要件等が改正されたことに伴い本条例を改正するものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明申し上げます。議案資料の29ページをごらんいただきたいというふうに思います。半島振興対策実施地域における与謝野町税条例の特例に関する条例新旧対照表をごらんください。

まず、第2条は、特例措置の対象業種につきまして、新たに旅館業を加えるものでございます。第2項において、かかる設備の取得価格につきまして改正された省令で定めた金額とすることとしております。本条例では、明記はございませんので、少し補則をいたしますと、対象資産の取得価格は従来、これまでが、その合計が2,700万円を超えたものでしたが、改正後におきましては、資本金の金額により異なってきます。最少で500万円以上とされております。

次に、第3条でございますが、従来、製造業のみを対象としていましたので、製造事業用の文言を削除しているところでございます。

次に、適用期日につきましては、関係省庁との調整の結果、平成25年4月1日にさかのぼって適用することが認められましたので、同日以後の製造の事業や旅館業の用に供する設備の新設、または、増設したものに対する固定資産税につきまして適用することとし、同日前に製造の事業の用に供する設備の新設、増設したものにつきましては、従前の条例を適用することといたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第75号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第75号 町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

当該路線につきましては、与謝野町町道認定基準に基づき民間宅造業者が施工した路線であり、今回、道路法第8条第1項の規定に基づき路線認定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） それでは、議案第75号につきまして、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

今回、先ほど町長の説明にもございましたように、民間業者が造成しました分譲地への進入路

を町道として認定をさせていただくものでございます。路線名につきましては青田2号線でございます。起点につきましては、主要地方道の宮津養父線を起点といたしております。終点部分につきましては、小字青田680番地の11先というふうにさせていただいております。終点部分にロータリーを設置をいたしまして、回転ができるというふうにさせていただいております。

延長につきましては53.9メートル、幅員につきましては6メートルから12.6メートルでございます。

7月31日に現地検査を行っております。このときに認定基準に合致をしているというふうなことでございますので、今回、上程をさせていただいたところでございます。何とぞご審議の上、ご承認がいただけますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第76号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第76号 加悦奥辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本計画は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の定めにより、議会の議決を経て計画を策定する必要があるものでございます。この法律に定める計画は当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地と、その他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的としています。

この計画に基づいて事業を実施するものについては、財政上の優遇措置である辺地対策事業債の対象事業として認められるものでございます。加悦奥辺地の総合整備計画につきましては、平成24年度、計画期間が終了しましたので、新たに平成25年度から平成29年度までの5カ年間の計画を策定するものでございます。

その内容につきましては、有機物供給施設整備事業を上げており、事業費は1,075万円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第77号 峠辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第77号 峠辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

峠辺地の総合整備計画につきましては、平成23年度で計画期間が終了してはおりますが、新たに平成25年度から平成29年までの5カ年間の計画を策定するものです。その内容につきま

しては、与謝簡易水道整備事業を掲げており、事業費は奥滝辺地と合わせまして1億5,270万円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第78号 川上辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第78号 川上辺地に係る総合整備計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

川上辺地の総合整備計画につきましては、平成24年度で計画期間が終了いたしましたので、新たに平成25年度から平成29年度までの5カ年間の計画を策定するものです。

その内容につきましては、町道入鹿伏線改良事業を上げており、事業費につきましては342万5,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第79号 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第79号 奥滝辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

奥滝辺地の総合整備計画につきましては、平成21年度に策定し、林道大田和線改良事業、情報通信基盤整備事業、生産物加工販売施設整備事業を進めてまいりましたが、今回、新たに与謝簡易水道整備事業を追加するものでございます。

事業費につきましては、奥滝辺地と合わせまして1億5,270万円を追加し、総額で2億7,072万8,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第80号 平林辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第80号 平林辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。



平林辺地の総合整備計画につきましては、平成21年度策定し、情報通信基盤整備事業、リフレカやの里改修事業を進めてまいりましたが、今回、新たに文化・工芸の里駐車場舗装工事、木質バイオマス施設整備事業並びに大江山運動公園体育館改修工事及び駐車場舗装工事を追加するものでございます。

事業費につきましては2億2,353万7,000円を追加し、総額で4億2,659万9,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第81号 香河辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第81号 香河辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

香河辺地の総合整備計画につきましては、平成24年度に策定し、町道明石香河線改良事業、冷凍米飯加工施設整備事業、簡易水道統合整備事業を進めてまいりましたが、今回、明石香河線改良事業の平成25年度分を追加するとともに、平成24年度分の事業費の確定により事業費を変更するものであり、今回3,842万8,000円を減額し、総額で4億7,627万7,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第82号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第82号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

岩屋西部辺地の総合整備計画につきましては、平成23年度に策定し、町道岩屋川線改良事業、岩屋簡易水道整備事業を進めてまいりましたが、今回、岩屋川線改良事業の平成25年度分及び平成24年度分の事業費の変動により事業費を変更するものであり、今回1億299万2,000円を減額し、総額で1億6,422万4,000円を計画するものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第83号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第83号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、第51回平成25年6月議会定例会において議決され、締結いたしました大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を65万3,100円増額させていただくものでございます。

変更の内容といたしましては、平成25年度公共工事設計労務単価が前年度に比して急激に上昇したことに伴い、国交省で特別措置が定められましたので、これに準ずる形で対応させていただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 小池教育推進課長。

教育推進課長（小池信助） それでは、議案第83号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

公共工事の設計積算に使用する労務単価につきましては、年度ごとに改正されておりますが、この改正単価が正式にまいりますのが、新年度に入りましてからということでございます。したがって、年度当初の設計積算では、前年度の労務単価を使用し、通常は新年度の単価に見直すことはございません。しかしながら、平成25年度の公共工事労務単価は、平成24年度の労務単価に比べまして、全職種単純平均で15.1%もの上昇となりまして、国交省では技能労働者における適切な賃金基準を確保する必要があると判断し、特例措置を設けられたものでございます。

特例措置の内容でございますが、平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧の労務単価、すなわち前年度の労務単価を使用して積算しているものについて、改正後の新労務単価に置きかえた契約金額に変更するための協議を請負業者が請求できるというもので、請求を受けた場合には適切に措置を講ずることとされております。

今回の変更は、請負業者から、この変更協議を請求されましたので対応させていただきたく上程させていただいたものでございます。具体的な金額、財源につきましてはお手元にお配りしております議案資料にお示ししておりますとおりですので、ごらんください。なお、今回の変更では、工事の内容についての変更はございません。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第84号 統合簡水加悦上水道明石中継ポンプ場新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第84号 統合簡水加悦上水道明石中継ポンプ場新設工事請負契約の締結に

ついて、提案理由をご説明申し上げます。

この工事は、老朽化した既設の明石浄水場の一部機能を廃止した上で隣接地に中継ポンプ施設を建設し、新加悦浄水場の水を明石地区及び温江高区配水池へ送るための中継ポンプ場とするものでございます。

工事概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、8月21日に条件つき一般競争入札に参加業者6社により執行いたしました結果、契約の相手方は、株式会社山田電気商会、代表取締役 山田孝生、契約金額は1億90万8000円で、うち消費税相当額は480万4,400円でございます。工事は本件議決日の翌日から平成26年3月14日までとするものでございます。

工事内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） それでは、議案第84号の工事内容を、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の56ページに平面図をおつけしておりますので、ごらんください。位置的には明石地区と香河地区を結ぶ香河峠の頂上付近でございまして、既設の明石浄水場周辺でございます。図面でいいますと、右側に既設の明石浄水場、隣接する形で町道明石香河線の旧道、さらに道路改良によりできました残地、新しい明石香河線となりまして、図面左側が明石地区方面、右上側が香河地区方面となります。この工事は、先ほど町長が申し上げましたが、既設の明石浄水場の浄水機能を廃止し、配水池機能だけを残した上で明石香河線の残地と旧道を利用して、メインとなる中継ポンプ施設を建設し、新加悦浄水場の水を明石地区及び現在、建設中の温江高区配水池へ送るための中継ポンプ場とするものでございます。

初めに中継ポンプ場の仕組みでございしますが、図面上の施工済みの加悦受水管、これは明石香河線の新道に入っておりますが、加悦受水管より送られてきた水が旧道に入りまして、既設の明石配水池、並びに図面中央の新設する配水池へ、それぞれ貯水され、既設配水池分は従来どおり配水管を通り、新配水池分と合流した後、配水流量計を経て、明石地区へ配水することとなります。また、新配水池分は、一部を明石地区へ配水しますが、主は温江高区配水池への水位が設定水位まで下がれば、送水ポンプを運転させ、送水流量計を経て旧道の新設送水管から明石香河線に施工済みの送水管により温江高区配水池へ送るものでございます。

今回、ご審議いただきます施工箇所は赤く色を塗っております部分で、まず、図面中央の配水池でございしますが、ステンレス製の箱形パネルタンクで、短辺が6メートル、長辺が8メートル、高さが3メートル、有効水深2.35メートル、貯水量につきましては112リューベとなるものでございます。これにつきましても、ほかの配水池同様、地震の揺れと配水管の破損等による過大配水量で作動する緊急遮水システムを装備しております。

なお、配水池設置場所は明石香河線の残地及び旧道を利用いたしますが、明石浄水場の既設配水池は地下構造となっており、高さを合わせなければならないことから、設置位置を明石側の低い位置へずらし、工事費等も考えまして、地上構造としております。そのほか、配水池左の流量計室に配水流量計を1台、送水流量計を1台、それから、送水ポンプ室に送水ポンプを2台、配

水池右の電気室に電気計装設備を1式設置するほか、附帯設備といたしまして、中継ポンプ場施設周りの側溝、フェンス、場内舗装も施工いたします。また、図面右側の既設明石浄水場につきましては、既存の薬品沈殿池の撤去、それから、場内配管を施工するものでございます。

なお、資料の前のページ、55ページの工事概要の5番に財源内訳をお示ししておりますが、6月議会の1号補正でお認めいただきました地域の元気臨時交付金2,700万円のうち、ここでは60万円を充てることとしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第85号 統合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第85号 統合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、第51回平成25年6月議会定例会において議決され、締結いたしました統合簡水加悦上水道温江高区配水施設新設工事請負契約の変更を提案させていただくものでございまして、工事費を119万5,950円増額させていただくものでございます。変更の内容につきましては、先ほどの議案第83号 大江山運動公園体育館改修工事請負契約の変更と同じ、平成25年度公共工事設計労務単価改正に伴う特別措置によるものでございます。したがって、工事の内容についての変更はございません。なお、変更に伴う具体的な金額、財源内訳につきましては、お配りしております議案資料の87ページ、5番、6番にお示ししておりますので、ごらんください。

以上、簡単にご説明申し上げますが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第86号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第86号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は5,939万円を追加し、総額を112億9,891万3,000円といたすものでございます。

それでは、歳出から主なものについて、ご説明申し上げます。15、16ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、一般管理費一般経費では、有害鳥獣関連の損害賠償請求事件のほか、加悦中学校改築事業基本設計業務委託契約の解除交渉などが終結いたしましたので、顧問弁護士への終結謝金として第8節報償費、弁護士謝礼を150万

2, 000円追加するほか、裁判の判決結果に伴う損害賠償金5万円のほか、訴訟費用の負担分も含め、第22節補補賠、賠償金を10万円追加いたしております。

次のページの第12目有線テレビ管理費では、有線テレビ施設整備事業を1,444万1,000円追加いたしております。これはインターネットプランへの変更申し込みのほか、新規加入者が、ことしも順調に伸びてきているため、今後のプラン変更、新規加入者の見込みから有線テレビ引き込み委託料と送受信施設設備機器の購入費などを追加いたすものでございます。

第15目地域交通対策費、北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業では、第19節負補交、北近畿タンゴ鉄道再生支援事業補助金を132万9,000円追加いたしております。これは昨年、車両リニューアルを実施したあかまつ、あおまつが順調な滑り出しで定員制車両の満席が続出していることから、せつかくの収益機会を逃しており、また、旅行会社からの要望に応えられないことなどから、改造車両の追加整備が求められています。そのため、来年度からの運行開始を目指し、新たな車両のデザイン設計を実施することとし、沿線、府、県、市町で補助金を追加交付するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金で、第28節繰出金、直診勘定繰出金を収支見込みから987万2,000円減額いたしております。

次のページ、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、児童相談事業は、第8節報償費謝礼を50万9,000円追加いたしております。これは増加する児童相談に対応するため、児童相談員の配置を月8回から月10回に追加するものでございますが、この児童相談員の設置経費に対して、府の児童虐待防止緊急強化事業補助金が交付されることになり、当初予算計上分も含め、補助金が交付されるものでございます。

次に、次のページにかけての養育医療事業は、入院医療を必要とする低体重児を対象とする養育医療費の申請手続が平成25年4月から、都道府県から市町村に事務移譲されたことに伴い、第20節扶助費、養育医療費を120万円追加いたしております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費は、予防接種事業で第20節扶助費を82万円追加いたしております。これは全国的に風疹が流行する中、妊娠中にかかる胎児に心疾患が出る可能性があることから、妊娠を望まれる女性や妊婦の配偶者の方で6月1日以降にワクチンを接種された方に対し、府と町で合わせて接種費用の3分の2を助成するものでございます。

第2項清掃費、第2目塵芥処理費、廃棄物処理施設管理運営事業は、加悦最終処分場の一部が借地契約となっており、相手方の地権者の方から土地を町に買い取ってほしいとのご要望をいただきましたので、その土地の購入費として第17節公有財産購入費を600万円追加いたしております。

次のページの第7款商工費、第1項商工費、第2目商工振興費、織物振興対策事業では、織物技術革新事業補助金が今年度、最終年度となることから、大変多くの申請がございましたので、第19節負補交、補助金を205万円追加いたしております。

次に、25、26ページをお開き願います。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目道路新設改良費は、道路新設改良事業で滝の桜内橋のかけかえ工事に伴う概略設計委託料や、交通量調査委託料等を追加、あるいは減額するなど、総額315万円を追加いたしております。

次に、次のページ、第9款消防費、第5目災害対策費、災害対策事業は総額で1,549万

5, 000円追加いたしております。これは8月4日の集中豪雨に伴い、土砂でいっぱいになった沈砂ます等の浚渫や水路、法面等の修繕が必要になったものでございます。

次の31、32ページの第14款予備費は953万5,000円を追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。13、14ページをお開き願います。第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第1節児童福祉費負担金は、母子健康衛生費等負担金を歳出でご説明いたしました。療育医療事業の療育医療費の国庫負担分として55万9,000円追加し、府負担分についても第14款府支出金、第1項府負担金、第1目民生費府負担金、母子保健衛生費等負担金を27万9,000円追加いたしております。第2項府補助金、第2目民生費府補助金、第5節児童福祉費補助金は、子育て支援特別対策事業費補助金を256万4,000円追加いたしております。これは歳出でご説明いたしました児童相談事業において、児童相談員を設置する経費等に対して補助金の交付決定がございましたので、追加いたすものでございます。第3目衛生費府補助金、第1節保健衛生費補助金、風疹予防接種緊急助成事業費補助金は、歳出でご説明いたしました風疹ワクチンの接種に対する補助金に府から補助金が交付されるもので、事業費の5割に当たる40万9,000円を追加いたすものでございます。

第17款繰入金は、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を1,000万円減額し、調整いたしております。第18款繰越金は、前年度繰越金が確定しましたので8,469万1,000円追加いたしております。

次に、第20款町債、第12目臨時財政対策債は、普通交付税の算定により確定いたしましたので2,096万8,000円減額いたしております。なお、8ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

次に、同じページの第2表債務負担行為補正につきましては、子ども子育て支援事業計画策定事業におきまして、当初予算で計画策定委託料として、ニーズ調査費のみを計上いたしておりますが、同調査完了後、早期に計画策定の委託業務を進めたいことから、平成26年度までの期間で限度額を290万円とし、追加いたしております。本債務負担行為は、平成25年度では契約行為を行うこととして、予算計上額はゼロとし、平成26年度に限度額全額の290万円を計上させていただくものでございます。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第87号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第87号 平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では1,664万1,000円を追加し、総額を25億1,404万1,000円とするものでございます。また、サービス事業勘定では、41万3,000円を追加し、総額を1,198万3,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、国、府、それぞれへ前年度精算分として返還金を1,611万1,000円追加いたしております。

第8款予備費は26万5,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。第4款支払基金交付金は、介護給付費交付金の前年度精算分として192万8,000円を追加いたしております。第7款繰入金、第2項基金繰入金は、介護保険事業基金繰入金を1,450万円追加し、調整いたしております。第8款繰越金は、前年度繰越金が確定しましたので、5万円追加いたしております。

以上が、事業勘定でございます。

次に、サービス事業勘定について、ご説明申し上げます。

まず、歳入について、ご説明させていただきます。22、23ページをお開き願います。第2款繰越金は、前年度繰越金が確定しましたので、41万3,000円追加いたしております。

次に、歳出について、ご説明申し上げます。24、25ページをお開き願います。第3款予備費で41万3,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第88号 平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第88号の平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では740万4,000円を追加し、総額を29億1,050万4,000円といたすものでございます。また、直営診療所勘定では2,195万5,000円を減額し、総額を7,604万5,000円といたすものでございます。

それでは、まず、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。第8款保健事業費、第1目保健衛生普及費、保健衛生普及事業では、院外処方を利用されている方で、対象となるお薬を処方されている方につきましては、10月以降の3カ月に1度、ジェネリック薬品との差額通知を送付させていただくことになりましたので、第12節役務費に国保連合会に支払う事務手数料を2万9,000円追加いたしております。

第12款予備費は722万5,000円追加し、調整いたしております。

続きまして、歳入につきまして、ご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。

第11款繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので740万4,000円追加いたしております。

以上が事業勘定でございます。

次に、直営診療所勘定の歳出について、ご説明申し上げます。24、25ページをお開き願います。第2款医業費、第1目医療用機械器具費では、第18節備品購入費を934万5,000円追加いたしております。これは府の診療所設備高度化事業補助金を活用し、老朽化したデジタル超音波診断装置などを更新するほか、椅子と診察台が一体化した診察台を導入し、診察室内で椅子から診察台へと移動することなく処置を行えるようにすることで、高齢者の方への負担軽減を図るものでございます。第3目医療用衛生材料費では、診療所近くに民間事業者が薬局を開局されましたので、院外処方へと切りかえることとし、医薬材料費を3,130万円減額いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。22、23ページをお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入は院外処方へと切りかえたことで、処方する薬剤の収入が減ることとなりますので、4月から7月までの収入状況から、今後の収入見込みを算出し、総額1,730万円を減額するものでございます。

第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は、今後の収支見込みから987万2,000円を減額いたしております。第6款繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので54万5,000円追加しております。第8款府支出金、第1項府補助金、第1目診療所設備高度化事業補助金は、歳出でご説明いたしました医療用機器購入経費に対する補助金で、事業費の5割に当たる467万2,000円を追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（赤孝孝一） 本案についても、今日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第89号 平成25年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第89号 平成25年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は63万円を減額し、総額を8,253万6,000円といたすものでございます。

まず、歳入について、ご説明申し上げます。10、11ページの第1款分担金及び負担金から第6款諸収入まで、全てを各財産区の補正に基づき追加、あるいは減額いたしております。

以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出について、ご説明申し上げます。16、17ページから最終ページにかけての第1款財産区管理費は、これも各財産区の補正により、それぞれの財産区において追加、あるいは減額いたしております。なお、28、29ページの第2款予備費は72万4,000円減額し、調整いたしております。



以上が、平成25年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで、3時10分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 2時52分）

（再開 午後 3時10分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第23 議案第90号 平成24年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第33 議案第100号 平成24年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、以上11件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 異議なしと認め、日程第23 議案第90号から日程第33 議案第100号の決算認定に係る11議案を一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第90号 平成24年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第100号の平成24年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、その概要を一括してご説明申し上げます。

別冊の決算参考資料に基づいての説明とさせていただきます。それではまず、14、15ページの各会計歳入歳出決算総括表をごらんいただきたいと思います。

一般会計と特別会計の総合計は、歳入歳出の予算額が207億1,005万5,000円に対し、収入済額が203億4,796万9,000円、支出済額が200億1,823万1,000円で、差し引きいたしますと3億2,973万7,000円の黒字でございますが、宅地造成事業特別会計は歳入欠陥となり、翌年度から繰上充当を行っております。なお、一般会計及び簡易水道特別会計では、翌年度に明許繰越を行っております。その下に、公営企業会計であります水道事業会計の決算を上げております。

収益的収入総額が1億5,260万8,000円、収益的支出総額が1億7,870万4,000円でございます。企業会計ですので収支の差し引きとはなりません、当年度の純損失としては2,904万4,000円となり、この損失は資本剰余金の繰り入れにより欠損金処理を行うものでございます。

また、資本的収入総額は65万円、資本的支出総額は1億809万円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億740万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1,547万7,000円、当年度分損益勘定留保資金8,906万5,000円及び消費税資本的収支調整額294万8,000円で補填をいたしております。

16、17ページでは、歳入歳出決算額の推移を掲載し、前年度との比較をしております。また、普通会計等財政調整調べでは、実質収支は2億498万3,000円の黒字となっており、23年度実質収支と比較します単年度収支は5,850万3,000円の黒字、実質単年度収支は5,900万7,000円の黒字となっております。下側の諸係数や財政状況を分析する上で

最も基本となるものでございます。

それでは、まず左側、財政力指数ですが、この比率が1に近いほど財源に余裕があるというふうにされておりますが、3カ年平均で0.307となっております、相変わらず財政基盤の弱い状況となっております。経常収支比率は87.3%の決算となっております、前年度より0.3ポイント高くなりました。その要因といたしましては、人件費や物件費の経常一般財源は減少しているものの、扶助費や補助費等の経常一般財源が増大したことなどによるものでございます。

次に、実質公債費比率は3カ年平均で15.6となっております、23年度と比較いたしますと0.8ポイント減少しております。また、実質赤字比率と連結実質赤字比率ですが、全ての会計において黒字であり、どちらの指標も該当いたしません。

次の将来負担比率ですが、数値は156.1%となっております、早期健全化基準として定められております350と比較しますと、負担の少なさが読み取れます。23年度と比較しますと5.5ポイント増加しており、公営企業債等繰り入れ見込み額の増などが要因でございます。

次に18、19ページの普通会計款別決算額比較表の歳入の状況でございます。歳入の最も大きなウエートを占めます9番の地方交付税は55億902万5,000円で、全体の47.5%を占め、前年度比1.9%の増となっております。全体の15.7%を占める一番の地方税は、町民税の個人が4,993万9,000円の増収、固定資産税の家屋が3,485万7,000円の減収となるなど、税全体で前年度比0.7%の増となっております。14番の国庫支出金は、前年度比17.2%減の7億6,067万7,000円となっております。きめ細かな交付金事業などの経済対策事業が一定終了したことなどによるものでございます。

また、その下の15番の府支出金でございますが、前年度比13.3%減の7億4,412万2,000円となっております。平成23年度に実施した算所会館整備事業に交付を受けた、地方改善施設整備費補助金が皆減したことや、緊急雇用対策事業補助金が大幅に減額縮小となったことなどによるものでございます。

17番の寄附金は、前年度比532.2%増の3,015万4,000円となっております、これは後野公民館建設に伴う地元後野区様からの寄附金と、木崎良子選手がロンドンオリンピックへ出場されるに当たって、ダイハツ工業株式会社様から寄附をいただいたことなどによるものでございます。

次に、20、21ページの歳出の状況でございますが、第2款民生費は対前年度比2.8%増の31億7,587万円となっております。これは国保診療所へ併設しましたリハビリ棟の整備事業費を国保直診勘定へ繰り出したことなどによるものです。第7款商工費は36.5%増の3億7,313万9,000円となっております。地域共生型福祉施設、やすらの里整備に対し社会福祉法人等へ地域総合整備資金、ふるさと融資の貸し付けを行ったことなどによるものです。第9款消防費は18.8%増の7億3,808万円となっております。3年間かけて実施してきました防災行政無線整備事業によるもののほか、全国消防操法大会の出場などによるものでございます。一方で、第5款労働費は、対前年度比73.1%減の8,933万1,000円となっております。住宅改修助成事業や緊急雇用対策事業、きめ細かな交付金事業などの事業が一定終了したことによるものでございます。第6款農林水産業費は38.7%減の3億7,767万

3, 000円となっております。リフレかやの里の施設整備の減少などによるものでございます。

次の22、23ページは、町税の収入内訳を上げております。先ほども申し上げましたとおり、税金は全体で0.7%の増となっております。徴収率につきましても、右側から二つ目にありますとおり92.1%の決算となっております、前年度より0.8ポイント上がっており、昨年度に引き続き微増ではあるものの、増収となっております。

京都地方税機構での共同徴収も一定軌道に乗ってきており、滞納整理は差し押さえ等の強硬手段も講じながら業務を進めており、滞納分の徴収率は2.0ポイント上がり、年々成果が出てきております。また、前年度分についても0.5ポイント上がっており、今後も前年度分、納期内納付分の徴収率を上げることで、新たな滞納を防ぐ努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、24、25ページでございますが、普通会計性質別経費の状況を示しております。この中で、2番の扶助費は、総額で14億839万8,000円となっております、対前年度比では2.6%の増となっております。自立支援給付費の増加などによるものでございます。7番の積立金は減債基金に3,000万円を積み立てたことにより、14.2%の増となっております、9番の貸付金は、先ほど申し上げました地域総合整備資金の貸し付けにより144.9%増の1億9,546万3,000円となっております。

一方で、4番の物件費は除雪費等の減により、対前年度比6.9%減の17億31万円となっております。6番の補助費等は4.3%減の11億8,951万円となっております。これは、平成23年度に執行いたしました、橋立中学校の耐震改修及び学校給食に向けての施設改修に伴う与謝野町宮津市中学校組合負担金の減額等によるものでございます。11番の投資的経費は、普通建設事業費で、リフレかやの里整備事業のほか災害復旧事業、経済対策交付金を活用した各種事業などの減により、対前年度比23.2%の大幅な減額となっております。

次に、26ページから29ページにかけて、普通会計経常収支の状況を歳入、歳出それぞれ掲載しております。

次に、30、31ページをお開き願います。ここでは一般会計の目的別、節別決算表を掲載しております。それぞれの款ごとに節単位で幾らの支出があったのかがわかるようにまとめております。

次に、32ページから35ページにかけて、普通会計の投資的経費を財源内訳も含めて掲載いたしております。

36ページから39ページには、不用額説明書を掲載いたしております。50万円以上の不用額が発生したものを各課ごとに掲載いたしております。

40ページから44ページには、未収入調書、不納欠損処分調書を掲載いたしております。一般会計全体での不納欠損額は818万7,000円となっております。

42ページの下水道特別会計及び農業集落排水特別会計では、7月5日の議会全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、受益者分担金等で、合わせて2,668万8,000円を不納欠損処分させていただいております。町財政に多額の損失を与えましたこと、この場をおかりいたしまして、改めて町民の皆様におわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

この件につきましては、町政懇談会でも多くのお叱りのお言葉をいただき、行政への不信感を

痛感いたしております。今後は、住民の皆様の信頼回復に努めるため、全職員一丸となって職務に精励して参る所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

45ページには、普通会計債務負担行為額の状況を掲載いたしております。

46ページには、一時借入金運用状況を掲載いたしておりますが、平成24年度での借り入れはございませんでした。

47、48ページでは、基金の状況を5月末の出納整理後の状況で報告いたしております。

49ページは、土地開発基金、土地集計表を掲載いたしております。昨年度は分譲宅地の鑑定評価を行い、価格を改定いたしております。

次に、50、51ページには、会計別職員人件費を上げております。平成24年度のラスパイレース指数は、一番下にありますように99.8%と、前年度対比6.5ポイント上がっております。ちなみに府内市町村平均は104.3%でございます。なお、今回の数値は国家公務員の時限的、2年間の給与改定特例法の措置による影響により、大幅なアップとなっているものがございます。よって、これらの影響がなければ参考値で記載しておりますように92.2%となり、昨年度より0.9ポイント下がっております。

52ページから61ページまでは、現在、借りている町債について掲載いたしております。52ページには一般会計分、53ページには特別会計分、54、55ページでは、その借入先別の明細、そのほかでは、55ページから61ページに普通会計での事業別の現在高の状況、借入先、利率別の状況、今後の年度別償還状況を示しておりますので参考にしていただきたいと思っております。

54、55ページの借入先明細では全体の町債残高を上げております。一般会計の平成23年度末現在高が143億722万3,000円に対し、平成24年度末では142億6,563万3,000円となっており、7,159万円の減額となっております。特別会計におきましては182億4,746万7,000円により、前年度に比べて1億4,638万7,000円増加いたしております。また、水道事業会計は4,553万8,000円減額し、9億3,866万8,000円となっており、総合計では334億5,176万9,000円になっており、住民1人当たりになりますと約140万円の借金を抱えていることとなります。

次に、62ページから69ページには、野田川衛生プラント、学校給食センターなどの施設にかかります収支状況と利用状況の掲載をいたしております。

70ページから94ページには、指定管理者収支状況を掲載し、各指定管理施設の利活用の状況や収支状況をまとめておりますので、ご参考にしていただきたいと思っております。

95ページから最終の215ページには、一般会計並びに特別会計の主要施策の成果概要調書を掲載いたしております。一般会計では各課ごとに、決算の事業区分ごとに、その概要をまとめております。また、特別会計では、それぞれの会計での決算規模や運営状況、事業概要を上げております。ご参考にしていただきたいというふうに思います。

最後に決算書の331ページから349ページにかけて、財産に関する調書をつけ、年度末で所有しております財産を掲載いたしておりますので、ご参考にしていただければと思います。

また、この中で、議会でもご指摘をいただきました物権や債権についても、今回から掲載いたしております。

以上、簡単にご説明を申し上げましたが、平成24年度一般会計及び特別会計等の決算の概要でございます。この後、副町長からもご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議 長（赤松孝一） 次に、堀口副町長。

お願いします。

副 町 長（堀口卓也） それでは、私から会計ごとに決算書並びに決算参考資料に沿ってご説明を申し上げます。全て共通ですが、金額の単位は1,000円単位に四捨五入したものでご説明させていただきます。

それではまず、一般会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、通常の事業にかかりますものは省略させていただき、特徴的なものについてのみご説明させていただきます。

14、15ページをお開き願います。第1款町税でございますが、第1項町民税から第5項都市計画税までの合計は、調定額が19億7,706万7,000円に対しまして、収入済額は18億2,129万4,000円で、不納欠損処分をいたしました816万2,000円を差し引きました収入未済額は1億4,761万1,000円となっております。したがって、平成25年度へ繰り越しました滞納額は、平成23年度決算と比較いたしますと1,480万円、率にいたしますと9.1%の減額という状況となっております。

次に、18、19ページの第9款地方交付税でございますが、備考にありますように、普通交付税は50億595万3,000円で、前年度より2.7%、1億3,048万1,000円の増額となっております。特別交付税は5億307万2,000円で、前年度より5.1%、2,699万2,000円の減額となっております。

次に、20、21ページへかけての第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金の第2節児童福祉費負担金の保育料につきましては、現年度分は1億2,181万5,000円、徴収率97.5%、滞納繰越分70万7,000円、徴収率3.6%の徴収実績となっております。次に、第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料の第2節企画情報使用料は、有線テレビへの加入者がふえたことに伴い、施設使用料等総額で1億4,110万9,000円となっており、前年度より767万4,000円の増額となっております。

次に、26、27ページの第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金は合併市町村補助金を3,126万6,000円受け入れております。今回は石川の国保診療所に併設しましたリハビリ棟の建設事業に充てさせていただいたもので、合併後、毎年交付を受けておりましたが、平成24年度をもちまして与謝野町としての交付枠3億3,000万円全てが交付されたこととなります。

次のページへかけての第2目民生費国庫補助金は第2節高齢者福祉費補助金で、地域介護、福祉空間整備費等交付金が3,300万円となっております。これは、加悦地区に整備されました地域共生型福祉施設、やすらの里内に整備された、地域共生広場の整備などへの補助を国の支援を受け実施したもので、3,000万円は平成23年度からの繰り越しとなっております。その下の第7目土木費国庫補助金は、全体で9,876万1,000円となっておりますが、備考欄

にありますように、道路改良事業費補助金が、事業費の60%の6,283万2,000円、都市公園事業費補助金が事業費の50%の3,500万円などとなっております。

次に、30ページから41ページにかけての第14款府支出金、第2項府補助金は、第1目総務費府補助金から、第9目教育費府補助金の中で、43件が京都府のみらい戦略一括交付金の対象となり、その総額は9,411万4,000円でございます。第2目民生費府補助金では、新たな取り組みとして実施しました、「つながるころささえる事業」へ、自殺対策事業補助金を75万3,000円受け入れております。次の第4目労働費府補助金は、各緊急雇用対策事業に対する補助金として1,377万6,000円を受け入れております。

次に、42ページから45ページへかけての第15款財産収入、第2項財産売却収入、第1目不動産売却収入では、土地売却収入を331万円受け入れております。これは、鳥取豊岡宮津自動車道の整備に伴い、野田川衛生プラントの用地を京都府道路公社に追加売却したことなどによるものでございます。

次のページの第16款寄附金は、第2目総務費寄附金で、木崎良子後援会オリンピック応援寄附金300万円をダイハツエ業株式会社様からいただいたものでございます。その下の第9目教育費寄附金は社会教育寄附金を2,532万4,000円受け入れております。これは、後野地区公民館建設に伴う、地元後野区からいただいた寄附金でございます。

少し飛びますが、54、55ページをお開きください。第19款諸収入、第4項雑入、第4目違約金及び延納金利息では、昨年発生いたしました職員の不祥事に伴い契約解除をいたしました、加悦中学校改築工事実施設計業務等の違約金を459万9,000円収入いたしております。

次のページへかけての第20款町債でございますが、総額13億8,969万4,000円の借入れを行っております。うち合併特例債は、都市公園整備事業債など4億9,590万円でございます。

次に、歳出について、ご説明を申し上げます。58、59ページをお開き願います。第1款議会費は、総額で1億3,260万3,000円支出いたしております。議員報酬、職員人件費などが主な経費でございまして、議会運営、議会広報に必要な経費を執行いたしました。なお、昨年度に引き続き、議員年金制度の廃止に伴い議員共済会負担金を相当額負担いたしております。

60ページからの第2款総務費では、63ページに一般管理費に係る職員人件費を掲載しておりますが、第3節職員手当等で退職手当組合特別負担金を6,482万2,000円支出いたしております。勸奨退職者に対する特別負担金を支出いたしましたものでございます。

次のページの功労者表彰事業では、ロンドンオリンピックに出場された木崎良子選手を与謝野町初の名誉町民として表彰いたしました。

69ページから71ページにかけての一般管理費一般経費では、第26節寄附金で木崎良子後援会オリンピック応援寄附金を、歳入でご説明いたしましたのと同額の300万円を木崎良子後援会へ寄附いたしております。

72ページからの第5目財産管理費は、3庁舎の管理経費やマイクロバスの運行事業経費でございます。参考までに3庁舎の管理費は4,322万5,000円となっております。

なお、79ページの財産管理費一般経費では、第15節工事請負費で梅谷会館解体撤去工事費を731万5,000円、第6目企画費では、住民自治活動支援事業のコミュニティ補助金の中

で梅谷会館整備事業分を自治宝くじコミュニティ助成事業として1,748万9,000円交付いたしています。

1ページへ戻っていただいた、総合計画策定事業や企画費一般経費では、総合計画後期基本計画、第2次行政改革大綱を、それぞれ策定するとともに、庁舎統合検討委員会では、7回にわたる議論を重ねていただき、昨年11月7日に町長へ答申をいただいております。

次に、86ページから91ページの第12目有線テレビ管理費は、総額で1億7,957万5,000円支出いたしております。なお、有線テレビ施設使用料との収支から、将来の設備更新に備え、91ページの情報連絡施設基金積立金で、利子分を除き3,700万円の積み立てを行っております。なお、年度末での加入率は、3月末で85.6%となっております。

97ページの第17目財政調整基金費では、財政調整基金積立金の中で減債基金積立金を、利子分を除き3,000万円積み立てしております。

続きまして、99ページへかけての第2項徴税费は、総額で9,870万1,000円を支出いたしております。中でも99ページの賦課徴収費一般経費の中の第19節負補交に、京都地方税機構負担金を1,629万8,000円支出しておりますが、そのうちの1,275万9,000円は、機構への2名の派遣人件費として収入いたしております。

次に、110ページからの第3款民生費について、ご説明申し上げます。第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、総額で8億1,640万1,000円支出いたしております。この中で117ページの地域福祉空間整備事業では4,397万2,000円を支出いたしておりますが、地域共生型福祉施設整備に伴う外構工事のほか、同施設整備に対する利子補給を始めております。また、同施設によさのうみ福祉会が建設されました、障害者就労支援施設、ワークセンター花音の施設整備に対し、地域福祉空間整備事業交付金1,164万円を、平成23年度からの繰越事業として実施いたしております。その下の「つながるこころささえる事業」では、自殺の未然防止策として、ホームページ上に「こころの体温計」という、自己診断ソフトをアップいたしました。また、自殺防止の啓発映画の上映もいたしました。

118ページからの第2目障害福祉費が、総額で7億1,307万1,000円を支出いたしております。新たな取り組みとして、障害福祉の分野でも、DV被害者等緊急一時避難支援事業を実施いたしました。

124ページからの第3目高齢者福祉費は、総額で5億2,205万7,000円支出いたしておりますが、この中で、129ページの高齢者福祉施設整備事業として3,300万円を支出いたしております。地域共生型福祉施設、やすらの里内の地域共生広場の整備に対し、公的介護施設等整備事業補助金3,000万円を、平成23年度からの繰越事業として交付したほか、同施設内に建設をされました訪問看護ステーションの開設準備経費にも、同補助金300万円を交付しております。その下の地域包括ケア総合交付金事業では、高齢者の支援を行う事業所に対し、高齢者地域支援体制強化事業補助金を542万4,000円交付いたしております。なお、本事業は100%京都府の補助事業でございます。

次に、148ページからの第4款衛生費について、ご説明申し上げます。151ページの第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、保健衛生総務費一般経費の第28節繰出金で、簡易水道特別会計の今後の収支見込みから財政調整分として1億4,500万円を繰り出しており

ます。第2目予防費では、子宮頸がんワクチン等接種事業で、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを含め、延べ1,497名の方が接種をされております。そのほか、予防接種事業や健康教育、機能訓練、運動教室等を実施した健康づくり事業など、町民の健康づくりや子供の健やかな成長を守るための事業を行ってまいりました。

159ページの第3目環境衛生費では、地球温暖化対策事業で給食センターのLED化工事等を実施するなど、徐々にではあるものの、温暖化対策への取り組みを進めております。

164ページの第2項清掃費、第2目塵芥処理費は、総額で3億4,714万8,000円を支出しておりますが、宮津市清掃工場工事費分担金、ごみ処理委託料をはじめ、全てのごみ処理にかかる経費でございます。なお、1市2町によります、宮津与謝広域ごみ処理施設整備推進協議会を設置し、広域ごみ処理施設の検討が進められました。

次に、170ページからの第5款労働費、第1項労働諸費は、総額で8,933万1,000円を支出いたしております。中身としましては、国の雇用創生事業を活用した緊急雇用対策事業のほか、国の地域活性化対策として、住民生活に光をそそぐ交付金を活用し適応指導教室の指導員の雇用を図りました。

なお、177ページの住宅改修助成事業は、全てが平成23年度からの繰り越し事業ですが、300件の利用で4,956万7,000円の交付となっております。次に、第6款農林水産業費について、ご説明を申し上げます。第1項農業費は総額で3億173万2,000円を支出いたしております。主なものは、農業委員会活動事業、農業団体活動支援事業などのほか、京野菜こだわり産地支援事業として、パイプハウス整備に対しての補助金交付、自然循環農業推進事業では、京の豆っこ米の生産活動及び販売促進を支援いたしております。農地・水・環境保全向上対策事業、命の里事業、農業用施設整備事業等を行うことにより、農地の生産基盤整備や農村環境の向上を図るための事業を支援いたしております。また、農業振興地域整備計画策定事業では、旧町単位の計画を一つにまとめることとし、平成24年度では基礎調査を実施しました。なお、過疎集落等自立再生緊急対策事業1,500万円、強い農業づくり交付金事業2,800万円、農業用施設整備事業3,500万7,000円は、いずれも国の経済対策によるもので、平成25年度へ繰越明許いたしております。

200ページからの第2項林業費は総額で8,409万7,000円を支出いたしております。主なものは、年々ふえ続ける鳥獣対策としての、有害鳥獣対策事業や堰堤設置、浚渫等の災害に強い森づくり事業等に積極的に取り組んでまいりました。なお、災害に強い森づくり事業でも平成25年度へ1,082万4,000円を繰越明許いたしております。

208ページからの第7款商工費について、ご説明を申し上げます。商工費は、総額で3億9,267万5,000円を支出いたしております。主なものは、各種商工業への支援事業、産業や織物の振興事業、観光イベント開催事業、クアハウスをはじめ各種観光施設の施設管理事業等でございます。215ページの地域総合整備資金貸付事業では地域共生型福祉施設、やすらの里整備に対して、国の融資制度であります、ふるさと融資制度を活用し、1億5,900万円の貸し付けを行いました。産業振興事業では、産業振興会議において昨年7月26日に、与謝野町中小企業振興基本条例施行記念シンポジウムを開催し、条例の理念を広く住民へPRいたしました。観光分野では、観光ビジョンの施策を具現化するための取り組みとして、ひまわり15万本



事業などのイベント開催や、与謝野自慢などを引き続き実施いたしました。なお、年々利用者が増加しています染色センターの利便性向上に向け、駐車場の舗装を予定しておりましたが、本事業費900万円は25年度へ繰越明許いたしております。

230ページからの第8款土木費について、ご説明を申し上げます。第1項土木管理費は総額で2,902万8,000円を支出いたしております。主なものは、土木事業の要望等の国・府対策事業や民間家屋の耐震診断補助事業等の事業でございます。

234ページからの第2項道路橋梁費は、総額で3億1,373万1,000円を支出いたしております。主なものは、道路維持補修事業や除雪対策事業、道路新設改良事業でございます。なお、亀岡市の通学中の事故以来、通学路の安全対策についても計画的に取り組んでおります。また、239ページの道路新設改良事業では、明石香河線、岩屋川線、石川上山田線の3路線の道路改良について国の交付金事業で実施をいたしております。なお、一部については国の経済対策によるものもあり、7,171万9,000円を平成25年度へ繰越明許いたしております。

240ページからの第3項河川費は、総額で9,091万7,000円を支出いたしております。主なものは、河川維持管理事業、常習浸水地の解消を図るための河川改修事業などでございます。なお、河川改修事業において270万円を平成25年度へ繰越明許いたしております。その下の第5項都市計画費は、総額で8億9,059万9,000円を支出いたしております。主なものは、下水道特別会計への繰出金のほか、阿蘇シーサイドパークの整備事業費等でございます。なお、阿蘇シーサイドパーク整備事業は昭和63年度から整備を進めてまいりましたが、平成24年度を持ちまして、全てが完成したことになります。

次に、250ページからの第9款消防費について、ご説明申し上げます。消防費は、総額で7億3,808万円支出いたしております。主なものは、第1目常備消防費では消防組合負担金、第2目非常備消防費では消防団員348名の報酬、火災訓練、点検等の費用弁償などでございます。なお、昨年は第22回京都府消防操法大会のポンプ車操法の部におきまして、野田川第5分団が見事優勝を果たし、全国大会へ出場してくれました。

257ページの第3目消防施設費、消防施設等整備事業では3,811万6,000円を支出いたしておりますが、消火栓や防火水槽の計画的な整備に加え、野田川第2分団の消防ポンプ自動車の更新を行っております。

259ページの第5目災害対策費、防災行政無線施設整備事業では、平成22年度から3年間の継続費を設定し、デジタル防災行政無線設備整備を行っております。平成24年度は最終年度でありましたが、野田川地域の子局整備、全地域のモーターサイレン整備を実施いたしました。

次のページの地域防災計画策定事業では、東日本大震災以降、災害基本法の改正や国の防災基本計画の改正を踏まえ、町の地域防災計画も随時見直しをかけております。

次に、262ページからの第10款教育費について、ご説明申し上げます。

269ページの第1項教育総務費、第3目教育振興費の適応指導教室事業は111万7,000円を支出いたしておりますが、先ほどの労働費でも177ページの住民生活に光をそそぐ交付金事業の301万4,000円も適応指導教室の賃金等でございます。よって、それらを合わせますと413万1,000円を支出いたしております。年間の延べ利用者数は240名となっております。

280ページからの第3項中学校費は、総額で1億3,540万7,000円支出いたしておりますが、実際は、平成24年度で加悦中学校改築実施設計業務を行うことといたしていましたが、職員の不祥事によりまして、改めて予算を組み直すための補正をさせていただき、債務負担行為により、平成25年度での業務実施となっております。大幅なスケジュールのおくれが生じており、全ての関係者の方々に多大なご迷惑をかけておりますので、巻き返しに全力を挙げて取り組んでいるところでございます。なお、小・中学校の算数、理科等の教育設備整備事業では国の経済対策を受けて実施するものもあり、総額で958万2,000円を平成25年度へ繰越明許いたしております。

次に、290ページからの第5項社会教育費は総額で2億6,363万2,000円を支出いたしております。主なものは、子ども自然体験事業や生涯学習事業等の各種社会教育事業、公民館事業や知遊館管理運営事業、文化財保護や伝統的建造物群保存対策事業、図書館管理運営事業などでございます。中でも301ページの地区公民館整備事業は6,690万4,000円を支出いたしておりますが、これは地域コミュニティの拠点施設として整備をいたしました後野地区公民館の建設費用等でございます。また、平成23年度に開催をいたしました第26回国民文化祭を継承する取り組みとして、昨年10月28日に第1回与謝蕪村顕彰与謝野町俳句大会を開催いたしております。応募者総数は1,225人で、投句総数は4,509句と、大変多くの投句をいただいております。

316ページからの第6項保健体育費は総額で2億4,321万9,000円支出いたしております。主なものは、社会体育の振興のための社会体育団体育成事業や、スポーツイベント開催事業、各体育施設の管理事業等でございます。なお、調査委託料を290万円、平成25年度へ繰越明許いたしております。

また、322ページからの給食センター運営事業並びに施設整備事業では、子供たちに安心・安全な給食を提供することに努めております。

最後に、326ページからの第11款災害復旧費は、総額で238万9,000円支出いたしております。平成23年5月に発生いたしました台風2号による過年度災害分で、農林水産施設に大変多くの被害が出ておりましたが、ようやく完了することができました。

以上が、一般会計の概要でございます。

次に、簡易水道特別会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。

371ページをお開きください。実質収支に関する調書をおつけしておりますが、歳入総額13億4,828万1,000円、歳出総額13億4,013万7,000円、歳入歳出差引額は814万4,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許繰越額10万1,000円で、実質収支額は804万3,000円となりました。

まず、歳入からご説明いたします。357、358ページをお開きください。第2款使用料及び手数料ですが、第1項使用料、第1節現年度分の収入済額は3億536万円で、前年度より654万4,000円の減収となりました。減収の要因は有収水量の減収によるものでございます。第3款国庫支出金につきましては、継続で整備を進めております加悦簡易水道施設整備事業と岩屋簡易水道施設整備事業の補助金を合わせて6,625万円受け入れております。次のページの第6款繰入金でございますが、一般会計から2億6,300万円を繰り入れております。平

成24年度は通常分に加え、財政調整分1億4,500万円の繰り入れを行い、今後の統合へ向けて財源調整を行っております。

次のページの第9款町債は、第1節簡易水道事業債として5億4,720万円を借り入れております。また、第3節公営企業借換債は、過年度債で利率がおおむね5%から6%のものを低利、かつ補償金免除で6,960万円を借りかえております。

続きまして、363ページからの歳出について、ご説明申し上げます。366ページの第1款総務費、第1項総務管理費、第2目財政管理費では、第25節積立金として、減債基金に府補助金と預金利子分の437万4,000円、財政調整基金に預金利子を含め2億12万2,000円を、それぞれ積み立てております。第2款維持管理費は簡易水道全施設の維持管理費で9,197万円となっております。次のページの第3款改良費につきましては、加悦簡易水道施設の統合整備、岩屋簡易水道施設の改良整備と下水道関連配水管布設替工事費などで、総額6億2,721万4,000円となっております。なお、加悦簡易水道施設整備事業費で350万1,000円を平成25年度へ繰越明許いたしております。

以上が、簡易水道特別会計の概要でございます。

次に、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。381、382ページの歳出ですが、第5款諸支出金、普通財産購入事業で公有財産購入費を2,054万4,000円支出いたしております。これは、日吉ヶ丘団地で1区画、宮野分譲用地で2区画が売却できたことにより、土地開発基金から一旦、本会計で買い戻した上で、個人の方へ売却したものでございます。

前のページの歳入ですが、第3款財産収入は財産売却収入で、分譲宅地売却収入を1,619万円収入いたしております。なお、収入未済額が435万4,000円となっておりますように、歳出で申しあげました宮野分譲宅地につきましては、加悦奥川河川改修の代替用地として、京都府を入れた3者契約となっていることから、前払い金のみの収入となっております。よって、未収入分につきましては、物権移転完了後に収入することとなり、赤字決算となることから平成25年度予算において繰上充用を行っております。

以上が、宅地造成事業特別会計の概要でございます。

次に、下水道特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。391、392ページの歳入からご説明を申し上げます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は特環の受益者分担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済額は4,717万3,000円となっており、収納率は現年度分で86.6%、滞納繰越分で3.4%となっております。第2項負担金は、公共の受益者負担金ですが、現年度と滞納繰越分を合わせました収入済額は134万2,000円となっており、収納率は現年度分で94.5%、滞納繰越分で0.6%となっております。

なお、先ほどの町長からの説明にもございましたように、分担金及び負担金で総額2,666万4,000円の不納欠損額となっております。第2款使用料及び手数料、第1項使用料の現年度分と滞納繰越分を合わせました収入済額は2億3,927万6,000円となっており、収納率は現年度分で99.5%、滞納繰越分で13.8%となっております。次のページへかけての第3款国庫支出金でございますが、特環分のみの補助金であり5,770万円を受け

入れております。第5款繰入金は一般会計繰入金を7億2,824万円繰り入れております。

395、396ページの第8款町債は、総額で4億5,710万円発行いたしております。

次に、歳出について、ご説明いたします。405、406ページをお開き願います。第3款事業費の第1項下水道費、第1目公共下水道建設事業費では、公共下水道事業で625万9,000円支出いたしております。第15節工事請負費で弓木地区の舗装復旧等を実施したものでございます。特環境保全公共下水道事業では1億8,979万8,000円を支出いたしております。

次のページの第15節工事請負費では1億7,457万2,000円を支出いたしております。温江、石川地区の面整備を実施いたしております。第4款公債費は、町債の償還金でございまして9億2,548万1,000円となっております。

以上が、下水道特別会計の概要でございます。

次に、農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、主なものをご説明申し上げます。まずは、419、420ページの歳入からご説明申し上げます。第1款分担金及び負担金、第1項分担金の収入済額は188万7,000円で、収納率は現年分で89.9%、滞納繰越分で41.1%となっております。なお、本会計でも先ほど町長からの説明にありましたように、分担金で2万3,000円の不納欠損額となっております。第3款府支出金は、温江地区の農業集落排水事業に対して農業集落排水事業推進交付金を900万円受け入れております。これは、過年度の補助対象事業費の15%を5年間で3%ずつ分割交付されるものでございます。

次のページにかけての第5款繰入金は一般会計繰入金並びに減債基金繰入金を、総額で1,865万2,000円繰り入れております。第8款町債は総額で790万円発行いたしております。次に、歳出について、ご説明申し上げます。

423ページから426ページにかけての第2款維持管理費は、総額で870万8,000円支出いたしております。平成23年度をもって施設整備は全て完了しており、平成24年度は維持管理のみとなっております。第4款公債費は、町債の償還金でございまして2,055万9,000円となっております。

以上が、農業集落排水特別会計の概要でございます。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。まずは、事業勘定について、440、441ページの歳入についてでございますが、第1款保険料、1目第1号被保険者保険料の第1節現年度分特別徴収保険料3億7,443万1,000円につきましては、徴収率100%でございます。収入未済額の欄のマイナス55万9,000円は、死亡とか転出などによりまして、本来、還付をすぐにしなればなりません、手続上、還付がし切れていないものがあり、この未還付金を計上しているものでございます。第2節現年度分普通徴収保険料2,751万円は、徴収率としましては89.4%でございます。第3節滞納繰越分普通徴収保険料87万7,000円は、徴収率としましては13.7%でございます。

次のページの第5款府支出金、第3項財政安定化基金支出金では、財政安定化基金交付金を1,370万円受け入れております。これは、平成12年度から各市町村が拠出し、積み立てておりました京都府の財政安定化基金から、第5期介護保険料の上昇抑制を図ることを目的に3分の1を取り崩し、市町村に交付されたものでございます。

次に歳出でございますが、450ページの第2款保険給付費23億1,613万8,000円につきましては、平成24年度末で要介護認定者1,171名、要支援認定者430名に対する介護サービス等の給付を行ったものでございまして、前年度より1億218万8,000円と、大変大きな増額となっております。

456ページからの第3款地域支援事業費3,546万6,000円は、おたっしや倶楽部、よさの健康づくりのつどいなど、介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした包括的支援事業のほか、給食サービスなどの任意事業を実施したものでございます。

次に、サービス事業勘定について、ご説明を申し上げます。474、475ページの歳入でございます。第1款サービス収入1,086万円は、地域包括支援センターが取り扱いました要支援認定者の介護予防ケアプランの作成収入でございます。次のページの歳出ですが、第2款事業費、第1項居宅サービス事業費、第1目居宅介護支援事業で88万7,000円支出いたしております。介護サービス計画作成委託料でございます。

以上が、介護保険特別会計の概要でございます。

次に、土地取得特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。488、489ページの歳入、第1款財産収入は、土地開発基金預金利子を1万7,000円収入いたしております。第3款繰越金は前年度からの繰越金で33万6,000円でございます。

次のページの歳出、第1款公債費は、丹後地区土地開発公社での先行取得を行っておりませんので、ゼロとなっております。第2款諸支出金は、土地開発基金への積立金として、預金利子と同額の1万7,000円を積み立てております。

以上が、土地取得特別会計の概要でございます。

次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明を申し上げます。まずは、事業勘定について、ご説明申し上げます。531ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額29億27万7,000円、歳出総額28億8,346万9,000円で、差し引き1,680万9,000円の黒字決算となりました。平成24年度では財政調整基金繰入金は行ってはならず、基金残高につきましては、平成24年度末におきまして1億1,842万9,000円でございます。

505ページの第1款国民健康保険税は、税率改正及び滞納繰越分の収入増もあり、収入済額が総額で5億9,370万1,000円となっており、940万円程度の増となっております。なお、徴収率も74.5%となっており、前年度より2.8ポイント上がっております。なお、消滅時効等により884万円を不納欠損処理いたしております。

512ページの第10款繰入金、一般会計繰入金では臨時財政支援分として7,000万円を繰り入れております。これは、国保税率のアップ率を、できる限り抑制するため、一般会計から一定の支援を行ったものでございます。

次に、歳出の517から522ページへかけての第2款保険給付費でございますが、出産育児一時金、それから、葬祭費等を含みます総合計で18億7,089万7,000円となっております。前年度に比べまして1億2,639万9,000円、6.3%の減となっております。

525ページから次のページにかけての第8款保健事業費では、第1目特定健康診査等事業費で3,425万1,000円支出いたしております。メタボリックシンドロームに対する特定健

診に努め、生活習慣の改善により、保険給付費の削減に努めていきたいと考えております。

次に、直診勘定でございます。553ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額1億4,009万9,000円、歳出総額1億3,955万3,000円で、差し引き54万6,000円の黒字決算となりました。しかしながら、リハビリ棟整備分も含め一般会計から5,030万円を繰り入れており、そのうち、収支の均衡を図るため、赤字補填分242万8,000円を繰り入れておりまして、実質的には188万2,000円の赤字となっておりますが、年々大幅な収支改善となっております。

548ページの歳出、第1款総務費、第1項施設管理費、第2目財産管理費の財産管理経費では、診療所に併設する形でリハビリ棟を整備いたしており、事業費は訪問用公用車の購入を含め4,787万2,000円となっております。この財源は、先ほどの一般会計繰入金となっておりますが、そのうち3,126万6,000円は合併市町村補助金の交付を受け入れております。なお、平成24年度中の患者さんの合計数は8,778名でございますが、平成23年度と比較いたしますと1,420名、19.3%の大幅増となっております。また、理学療法士が訪問リハビリテーションを実施しておりますが、これも順調に推移しておりまして、事業費が47万6,000円に対し、506万円のサービス収入を得ております。訪問延べ人数は555名でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。569ページをお開き願います。実質収支に関する調書をつけておりますが、歳入総額2億4,377万9,000円、歳出総額2億3,992万4,000円、差し引き385万4,000円の黒字決算となりました。後期高齢者医療特別会計の歳入につきましては、負担のルールによるものであるため、説明は省略させていただきます。

歳出ですが、565、566ページの第2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億3,736万5,000円を支出いたしております。これは、京都府後期高齢者医療広域連合が実際の医療給付事務を行っており、そこへの納付金でございます。この中で、後期高齢者医療広域連合分賦金は、連合への事務費分であり、保険料等負担金は、医療給付費等に充てられます。また、保険基盤安定負担金は、保険料軽減分で、一般会計で府負担金として受け入れ、それを町負担分も含めて後期高齢者医療特別会計へ繰り出した上で、後期高齢者医療広域連合へ負担金として納めるものでございます。

続きまして、財産区特別会計歳入歳出決算でございます。577ページから586ページまでは財産収入等の歳入の内訳を、また、587ページから598ページまでは歳出を、それぞれ財産区へ一般管理費として支出いたしておりまして、599ページの実質収支に関する調書に記載しておりますとおり、歳入歳出差引額は6,627万4,000円の黒字となっております。

以上が、財産区特別会計でございます。

最後に、水道事業会計決算について、ご説明を申し上げます。602、603ページをお開き願います。まずは、収益的収入及び支出でございます。収益的収入総額1億5,260万8,000円に対しまして、収益的支出総額は1億7,870万4,000円でございますが、企業会計は収支の差し引きとはなりませんので、606ページの損益計算をいたしますと、下から3行目の当年度純損失、いわゆる赤字額は2,904万4,000円となります。この損失に

つきましては、607ページの欠損金処理計算書（案）でお示しておりますように、資本剰余金の繰り入れによって欠損金処理を行うこととしております。

次に、612、613ページの収益明細書をお開き願います。第1款水道事業収益、第1項営業収益でございますが、第1目給水収益、第1節水道使用料の決算額は1億4,521万1,000円で、前年度対比603万7,000円の減収となりました。

続きまして、支出でございますが、614ページから621ページまでの記載のとおり人件費、施設の維持管理費、減価償却費などがございます。

また、618、619ページ、第2項営業外費用の第1目支払利息、第1節企業債利息は、これまでの第4次水道拡張で起こしました企業債による利息で、決算額2,044万6,000円となっております。

次に、資金的収入及び支出について、ご説明を申し上げます。604、605ページをお開き願います。資金的収入総額65万円に対しまして、資金的支出総額1億809万円で、不足する額が1億744万円となっております。この不足額につきましては、634ページの補填財源明細書のとおり、損益勘定留保資金の補填額1億449万2,000円及び一番下の消費税資金的収支調整額294万8,000円で補填をいたしました。

622、623ページをお開き願います。第1款資金的収入は、第2項分担金が65万円となっております。これは加入負担金でございます。

続きまして、支出でございますが、624、625ページをお開き願います。第1項建設改良費、第1目拡張改良費、第2節工事請負費6,155万円は、第4次拡張計画に伴う配水管布設替工事費及び舗装復旧工事と水道整備計画に基づく男山第1水源の取水ポンプ、制水扉の更新工事でございます。第2目配水管事業費、第2節工事請負費94万4,000円は、京都府発注の府道弓木岩滝線水路改修に伴う配水管移設工事でございます。次に第2款企業債償還金の4,553万8,000円は、第4次水道拡張改良に伴う企業債元金の償還でございます。

以上が、水道事業会計の概要でございます。

以上、全会計の私からの説明でございますが、大変大ざっぱな説明で、はしょった説明になりましたが、不足いたします部分につきましては、後ほどの質疑で補わせていただきたいと存じますので、ご容赦を賜りますようお願いを申し上げます、私からの説明とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、監査委員から平成24年度の決算審査の結果報告を求めます。

足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 大変お疲れだろうと思いますが、もうしばらくご辛抱のほどお願い申し上げたいと思います。

議会選出の糸井監査委員さんとともに、平成24年度の各会計の歳入歳出決算、それから、基金の運用状況、加えまして町の財政健全化審査及び水道事業会計の経営健全化審査を行いました。お手元に町長宛ての意見書のコピーが届いておるとお思いますので、それに基づきまして若干の補足をさせていただきます。

まず、まことに恐縮でございますが、この各会計の決算審査のほうで数字に誤りがございましたので、1カ所、ご訂正のほどお願い申し上げたいと思います。下にページが打ってございます

が、6ページでございます。6ページの大きい項目4番目、宅地造成事業特別会計です。この中で4行目に、そのうち宮野分譲用地1区画についてと記載をいたしておりますが、2区画、対象になった2区画ともについてということでございますので、ご訂正のほどお願いしたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

その意見書を開いていただきまして、まず、1ページでございます。平成24年度与謝野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書、まず、審査の対象でございます。各会計決算、それから、一番下の基金の運用状況、これについて、対象といたしました。審査の実施日ですが、7月24日から8月27日まで、実動、16日間ということでございます。

次、ページをめくっていただきまして、審査の方法です。この審査に当たっては、町長から提出された平成24年度与謝野町の一般会計、特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況を示す書類等について関係諸帳簿、証拠書類との照合、事情聴取などにより行った。

審査の結果でございます。結論から申し上げますと、いずれも法令に準拠して作成されており、各計数も関係諸帳簿と符合し、かつ正確であったことを認めました。

細部にわたる意見は次のとおりです。3ページから、その意見に入ります。まず、総括でございますが、これは読んでいただいたとおりでございます。一番最後に4行ほど、一方、ちょうど1年前に発覚した職員の収賄事件は、町民の行政に対する信頼を裏切る、あまりにも卑屈なもので、まことに残念と言わざるを得ない。全町機能を挙げて徹底した再発防止策を講じられたいということをつけ加えております。なお、その他、特に大きな指摘すべき事項はありませんでした。

それから、2番目から一般会計に入ります。ここから数字が出てまいります。円単位と千円単位の両方で表記をしておりますので、お間違いのないように、ひとつお願いしたいと思います。

ページをめくっていただきます。4ページ、上から5行目ぐらいです。町税の徴収率は現年度分98.6%で、前年度より0.5ポイント増、滞納繰越分19.5%で、前年度より1.9%ふえました。地方税機構による成果と思われませんが、いずれも徴収率が伸びるということは非常に結構なことだということで、評価したいと思います。

それから、そのページの下から11行目ぐらいになります。その他の収入では保育料、有線テレビ以下、給食費の実費徴収金まで、いろんな公共料金収入が、徴収率が全てアップしておるということで、地方税機構によらない、こういった公共料金の徴収率のアップも、担当者の地道な努力を評価したいと思います。今後とも役場を挙げた徴収体制をとられるよう強く望みたいと思います。

それから、次のページ、5ページです。上から二つ目、不用額は前年度と同様に、年度末の専決補正によって基金に積み立てるという方法を自粛したと見られ、多額となったと、これは以前、年度末に専決補正で整理をして不用額を削ったという経過があるわけですが、昨年度も同様、この不用額が多額になったということでもあります。

それから、ちょうど真ん中辺です。積立金はどういうところ、2億5,015万2,000円で、前年度比14.2%もの増となったと。特に有線テレビ放送等施設基金は、使用料を経常経費に充てた後、余剰金による積み立てなどで、将来のことも考え、非常に意義深いものと思われま

それから、そのページの下の方です。8行目ぐらい、火葬場の運営については、指摘事項の



改善がなされ、適正に執行されていきました。それから、し尿処理場においても施設の適正管理に努め、施設機器の計画的修繕を行う等、工夫、努力されておりました。それから、学校給食センターは橋立中学校への配食を開始し、公平性確保の懸案を一つ解決したと思われます。今後、学校教育の一環としての給食の充実に期待したいと思ひます。

その下、なお、各学校間で残菜の量に大きな差があるということで気になりました。今後、指導の徹底を図っていただくようお願いしたいと思ひます。

それから、6ページ、大きな項目の3項目、簡易水道特別会計、4行目、水道使用料は徴収率が現年度分99.53%と、前年度より0.27%アップ、滞納繰越分は残念ながら3.85%ダウンしたということでございます。滞納繰越分についても頑張ってくださいようお願いしたいと思ひます。

それから、その簡易水道特別会計の一番下、一般会計の意見の中に記したわけでありますが、簡易水道特別会計への繰出金は、上水道事業への移行を見据えた財政調整分積立目標額に達したというようにお聞きをいたしました。ところが、簡易水道施設全体の様子を見ますと、老朽化したものが、まだ、多く残っております。料金改定も実施されない中で、若干不安を覚えるものであります。計画の再点検の必要について検討されたいと、していただくようお願いしたいと思ひます。

それから、項目の4番目、宅地造成事業特別会計、先ほど訂正をしていただいたわけですが、本年度は3区画の売却がかないました。そのうち用地補償費が後年度にまたがるものについては、収入未済額で計上されており、赤字として次年度の繰上充用をしたという点でやむを得ない措置と判断をしますけれども、この扱いについて収入された金額だけを支払うという形をとった場合に赤字が出なかったのではないかとというような見方も一つできますので、ご検討をお願いしたいと思ひます。

それから、五つ目、下水道特別会計です。3行目に本年度において特筆すべきは下水道受益者分担金、負担金の不納欠損処分の件である。特環においては162名、2,163万2,630円、公共は42名、503万1,626円、計204名、2,666万4,256円の多人数、多額について不納欠損処分を行った。破産手続により即時消滅したもの1件以外は、全て5年間の消滅事項によるものであり、極めて残念と言わざるを得ない。滞納とならないよう早い時期の徴収努力を払うはもとより、時効を中断させる手続を踏むなど、徹底した対策を講じられたい。

あわせて、今、町民が抱っている不公平感、疑惑に対する十分かつ丁寧な説明づけを求めたいということをお願いしたいと思ひます。

それから、5行ほど飛びまして、宮津湾流域下水道排水負担金は2億7,301万5,162円、公共、特環の合計であります。下水道使用料は2億3,927万5,855円で、3年ぶりに3,373万9,307円の空水量、いわゆる空水量負担金が発生しております。これは京都府の単純な誤りということでもありますので、後日、精算されるものだとということで理解をさせていただきます。

それから、下水道の一番下です。なお、下水道への接続を汚水だけでもという指摘をたびたびさせていただきます。実施件数が非常に少ないようであります。住民環境課とも連携をし、阿

蘇海の環境保全という意味からも、ぜひ、この施策を進めていただきたいというように思います。

6番目、農業集落排水特別会計です。3行目に受益者分担金について記載をしております。下水道特別会計と同様の対応を求めたいと思います。

それから、次のページ、7項目、8項目、9項目について、特に申し上げることはございません。9ページの直診勘定の中ほど、診療収入が幾ら幾らになったと、診療収入の増は平成23年7月より、丹後中央病院からの医師派遣による医療体制の充実に伴って利用者の増加となったものである。なお、一般会計からの繰入金のうち、赤字補填分は242万8,000円、平成23年度が1,199万円ありましたので、赤字幅956万2,000円の改善が見られると、大きく評価したいと思います。

それから、10番目については申し上げることはありません。

10ページ、11番についても特にございません。

12番目、基金の運用状況です。積立金が非常に多くされたということで評価をしたいと思います。13番目、最後に、本審査の最後に次のことを述べておきたいと、一つ目、監査委員が指摘した事項について、是正改善の努力が伺える。ただ、当該指摘について、全職員が問題意識を共有し、単に指摘を受けた所管課の是正改善にとどまるのではなく、類似する事例、事案について検証し、積極的に改善の範囲を広げるよう努められたい。監査委員はポイント、ポイントの監査をいたします。指摘をする事項があるわけですが、その指摘について自分の担当するところは、類似するケースがないかどうかということの一つ、問題意識を持って改善に努めていただきたいということであります。

それから、与謝野町税等及び公共料金等特別対策本部設置要綱に規定する事項の履行を急がれたいと、これは昨年から指摘をし、昨年度途中から動きかけられたようですが、まだ、具体的な動きが外に向かっては見えないということであります。ぜひとも、この履行を急いでいただきたい。

それから、多額の基金を繰替運用に有効に活用し、一時借入金を抑えていると、財政指数の上でも、これは赤字比率に積算されますので、一時借入金の利子がないということは非常に大きいということで、評価したいと思います。

それから、一番最後、職員研修について、机上の勉強、活字の勉強ですが、これもさることながら、町民に接したり、信頼を得るための心の勉強も心がけられたいということであります。

それから、次、水道事業会計であります。平成24年度与謝野町水道事業会計決算審査意見書、審査の対象は平成24年度与謝野町水道事業会計決算です。審査の実施日は平成25年8月9日でありました。審査の方法、審査の結果につきましては、そこに記したとおりであります。

それから、2ページ、各計数を記載をさせていただいておりますが、特に、この事業会計について申し上げることはございません。以上であります。

それから、もう一つ、与謝野町財政健全化審査及び水道事業会計経営健全化審査も行いました。意見書をごらんいただきたいと思います。平成24年度与謝野町財政健全化審査意見書、審査の概要、この審査は町長から提出された平成24年度与謝野町財政健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。審査の実施日は平成25年8月19日、審査の結果としまして、総合意見、審査に付された下記、財

政健全化判断比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

その表の次、(2) 個別意見であります。実質赤字比率は、マイナスの2.69%、当町の数字であります。マイナス表記は、すなわち黒字でありますので、この項目に該当しないと、それから、②連結実質赤字比率は、当町はマイナス7.13%ということであります。マイナス表記は、すなわち黒字なので、該当しないと。それから、③実質公債比率は15.6%、前年度より0.8%下がり、これは評価したいと思います。早期健全化基準の25%を下回っていると。まだ、良好な範囲といえますが、府内市町村の中では、もっともっと低い団体が多いということに注目したいと思います。それから、④将来負担比率は156.1%、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っており、良好な範囲と言えます。前年度より5.5ポイント上がりましたのは、上水道事業への移行をにらんで簡易水道会計に繰り出した額が、将来負担額に対する充当可能財源、すなわち充ててもいいというものにみなされないためというように思われます。

(3) 是正改善を要する事項については、特にございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

議長 (赤松孝一) 大変ご苦勞さんでございました。

以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

これもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月9日、午前9時30分から開議いたしますのでご参集ください。

(散会 午後4時52分)